

# 産業厚生常任委員会資料

令和6年12月5日

健康福祉部福祉総務課

# 目 次

## 第4次加東市地域福祉計画について

### ■第4次加東市地域福祉計画・

加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画（概要）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### ■第4次加東市地域福祉計画・

（別冊）加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画（案）

### ■今後の予定

令和6年12月16日～令和7年1月14日

パブリックコメント

令和7年2月13日

第4回地域福祉計画策定委員会

**第4次**  
**加東市地域福祉計画・**  
**加東市社会福祉協議会 地域福祉推進計画**  
**(概要)**

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画をめぐる背景

地域を支えてきた住民活動の脆弱化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあいました社会的な孤独・孤立の問題が深刻化しています。そのため、公的福祉サービスだけでなく、地域で暮らす地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが一層重要になっています。

### 2 国や社会の動向

- (1) 地域活動の停滞
- (2) 地域共生社会づくりと「重層的支援体制整備事業」の制度化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の展開
- (4) 地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり
- (5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

### 3 策定の目的・計画期間

本市では、令和2年3月に「第3次加東市地域福祉計画・第3次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。この計画の期間が満了することから、「第4次計画」を策定します。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

### 4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。加東市社会福祉協議会と連携を図りながら、加東市社会福祉協議会が策定する「加東市地域福祉推進計画」と一体的に策定します。

また、本市では、地域福祉の推進にあたり、「重層的支援体制整備事業」を重点的に推進しており、その具体的な方向性を示す「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を本計画に包含するものとします。

さらに、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとします。

## 第2章 加東市の現状と課題

計画の策定にあたり、「市民アンケート調査」（有効回収数1,401票、回収率35.1%）と「福祉団体、区長・自治会長アンケート調査」（有効回収数174票、回収率64.9%）を実施し、以下の課題を整理しました。

### 主要課題1 福祉の担い手の確保

地区・福祉団体の会員や新規加入者の減少、介護・福祉事業所の職員やボランティア等の福祉人材の不足といった担い手不足が課題となっています。

市民アンケート調査の結果では、ボランティアに参加したいと考えている人が多いことから、参加しやすいボランティアの仕組みづくりなど、次世代の福祉力強化に向けて取り組む必要があります。

### 主要課題2 孤立を防ぐつながりづくり

孤独・孤立化が社会問題となる中で、誰もが身近に集える「居場所づくり」を推進するとともに、社会参加するきっかけづくりや参加するための手段の確保等の支援を行い、孤立を防ぐつながりづくりに努める必要があります。

### 主要課題3 必要な支援に結びつけるネットワークづくり

様々なことで不安や悩みを抱えながらも、誰にも相談できず、あるいは専門的な相談窓口につながらず、支援に結びついていない人が一定数います。

複合的な支援ニーズに的確に対応していくために、多機関による協働・連携により、「伴走支援」を進め、必要な支援に結びつけるネットワークを強化していく必要があります。

### 第3章 計画の基本的な考え方

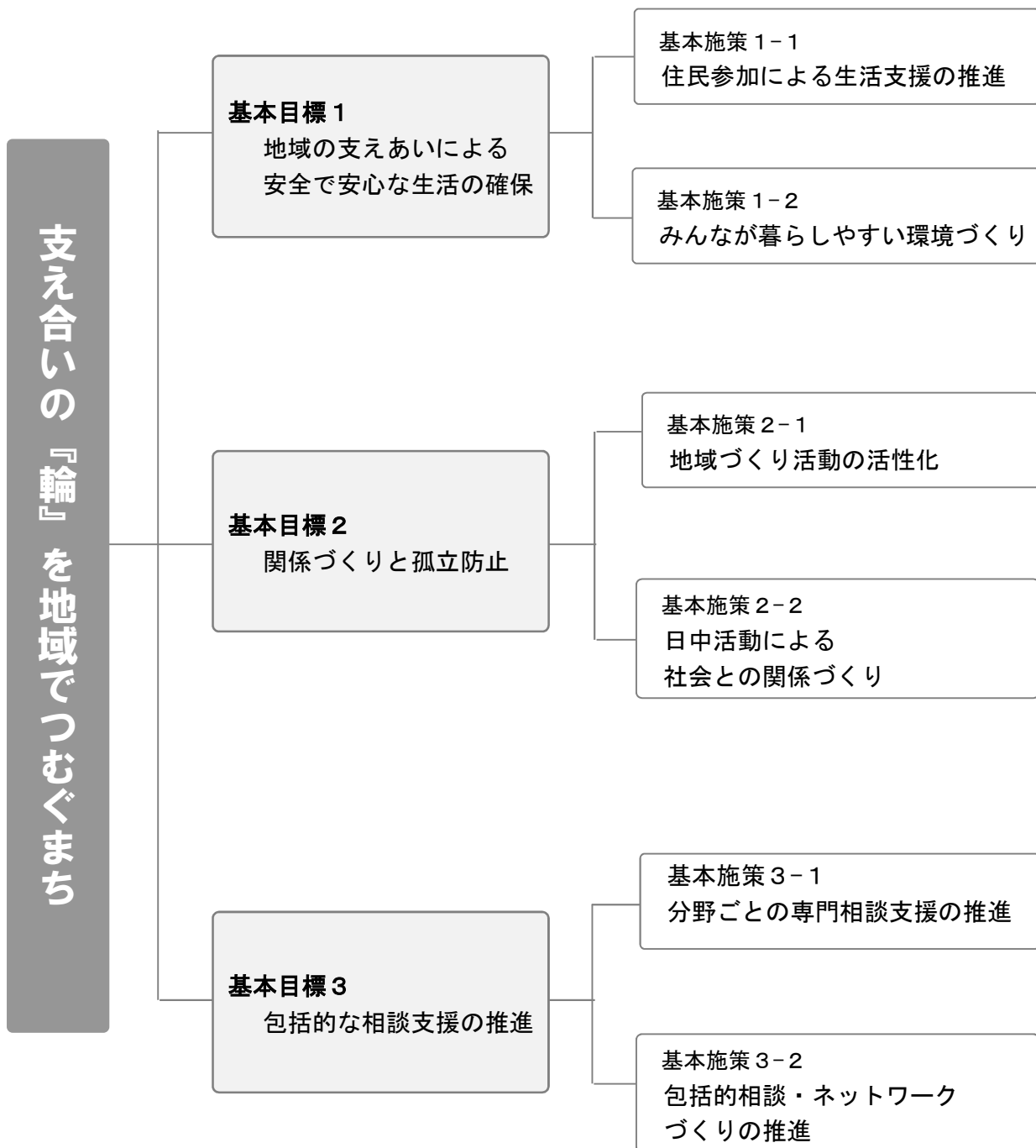
第4次計画では、基本理念の実現に向け、3本の基本目標の下に、6本の基本施策を位置づけ、施策・事業を推進します。

#### 第4次計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]



## 第4章 地域福祉の実現に向けた施策・取組

## 第5章 地域福祉を推進するための施策・取組（社会福祉協議会）

「第4章 地域福祉の実現に向けた施策・取組」に市の取組を、「第5章 地域福祉を推進するための施策・取組」に社会福祉協議会の取組を掲げています。

第4章と第5章は、同じ体系に沿っていますので、本資料では一括で掲載します。

### 基本目標1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

#### 基本施策1-1 住民参加による生活支援の推進

地域住民の支えあいによる「住民主体活動」の重要性が増しており、生活支援体制整備事業などを通じて、支援の担い手となる新たな人材・組織の育成を図っていきます。

市の取組	社協の取組
1 「かとう介護ファミリーサポートセンター」事業の推進	1 給食サービス事業
2 ファミリー・サポート・センター事業の推進	2 「かとう介護ファミリーサポートセンター」運営事業
3 加東シニアいきいきポイント事業の推進	3 生活支援体制整備事業（住民主体活動の促進）
4 生活支援体制整備事業（住民主体活動の促進）の推進	4 フードドライブ事業（生活困窮者自立支援事業の一部）
	5 共同募金・善意銀行事業

#### 基本施策1-2 みんなが暮らしやすい環境づくり

高齢者、障害者、こどもに配慮した環境づくりに向けて、交通対策や防災対策を地域ぐるみで進めていきます。

市の取組	社協の取組
1 福祉タクシー利用券助成	1 福祉有償運送事業
2 デマンド型交通	2 福祉車輛・車いす等の貸出事業
3 訪問型移動支援サービス	3 災害対策支援事業
4 自主防災組織への支援	
5 災害時要配慮者の避難支援対策の推進	

## 基本目標 2 関係づくりと孤立防止

### 基本施策 2-1 地域づくり活動の活性化

小地域福祉活動や介護予防活動など、地域の様々な活動が継続的に展開されるよう、支援を進めるとともに、重層的支援体制整備事業などを活用し、引きこもりや生活困窮等の生活課題を抱える人が主体的に地域活動に参加できるよう、支援を進めます。

市の取組	社協の取組
1 コミュニティ推進事業の推進	1 小地域福祉活動推進事業
2 在住外国人の生活支援	2 ボランティアセンター運営事業
3 介護予防活動を通じた地域づくり	3 ボランティア育成事業
4 認知症施策の推進	4 生活支援体制整備事業（地域づくり）
5 シニアクラブ活動の支援	5 参加支援事業
6 生活支援体制整備事業（地域づくり）の推進	
7 参加支援事業の推進	

### 基本施策 2-2 日中活動による社会との関係づくり

一人ひとりの状況に応じた日中活動を行い、社会との関係づくりを通じて、生活の安定が図れるよう、支援を行います。

また、子どもから高齢者といった幅広い年代が興味を持ち、参加できる居場所や体験づくり等についても市全体で取り組んでいきます。

市の取組	社協の取組
1 就労準備支援事業の推進	1 コミュニティカフェぽてと
2 就労支援事業の推進	2 みんなのほっとタイム
3 障害者・障害児の日中活動の場づくり	3 サマースクール
4 子どもの学習・生活支援事業の推進	4 介護者のつどい
5 適応指導教室の開設	

### 基本目標 3 包括的な相談支援の推進

#### 基本施策 3-1 分野ごとの専門相談支援の推進

地域包括支援センターや子育てスマイルセンターなど、各分野の相談窓口でのきめ細かな相談支援を推進します。

市の取組	社協の取組
1 高齢者への相談支援の推進	1 地域包括支援センターランチ事業
2 障害のある方への相談支援の推進	2 子育て支援事業
3 こども・家庭に関する相談支援の推進	3 生活困窮者自立相談支援事業
4 生活困窮者の自立相談支援事業の推進	4 日常生活自立支援事業
5 権利擁護の相談支援事業の推進	5 心配ごと相談事業
6 外国人相談窓口の開設	6 資金貸付事業

#### 基本施策 3-2 包括的相談・ネットワークづくりの推進

分野別の相談支援だけでは、「制度のはざま」の課題などへの対応が十分行えないため、相談者本人のみならず、介護、障害、子育て、貧困など世帯全体の複合的なニーズを捉え、複雑化・複合化した課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

市の取組	社協の取組
1 多機関協働事業の推進	1 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
2 虐待防止対策の推進	2 加東市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットかとう」事業
3 権利擁護支援のネットワークづくり事業の推進	

## 第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

本市では、平成30年度から国のモデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）の採択を受け、地域住民が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備や、生活課題を包括的に受け止める福祉総合相談窓口の設置等の体制づくりに取り組みました。令和4年3月には令和6年度までを目標年度とする「加東市重層的支援体制整備事業実施計画」（第1次計画）を策定し、「重層的支援体制整備事業」を推進してきました。これまでの取組を生かし、令和11年度までの第2次計画を推進していきます。



## 第7章 成年後見制度利用促進基本計画

本市では、「第3次加東市地域福祉計画」、「第8期加東市介護保険事業計画」、「第6期加東市障害福祉計画」に成年後見制度利用促進の施策を盛り込み、「加東市成年後見制度利用促進基本計画」については、「第4次地域福祉計画」の中に位置づけ、一体的に策定します。

そして、権利擁護支援の中核機関については、加東市、加西市、多可町の2市1町で「北はりま成年後見支援センター」を共同実施し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。

## 第8章 数値目標

本計画では、以下の数値目標を設定します。

### 1 成果指標

項目	令和5年度	令和11年度
ボランティア活動に参加する人の割合	8.4%	17%
気軽に立ち寄れる居場所の設置数	8箇所	10箇所
「支援会議」の延べ開催回数	6回	12回

### 2 活動指標

項目	令和5年度	令和11年度
災害支援ボランティア登録者数	1団体 個人9人	2団体 個人18人
小地域福祉活動の実施地区数	79地区	85地区
ボランティアの登録者数	912人	1012人
コミュニティカフェぽてとの延べ参加者数	9人	48人
みんなのほっとタイムの延べ参加者数	26人 (14組)	36人 (18組)
介護者のつどいの延べ参加者数	23人	33人
「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の出張相談会の実施回数	1回	6回

## 第9章 計画の推進に向けて

「加東市地域福祉計画推進会議」などにおいて、「PDCAサイクル」による進捗状況の把握に努め、施策・事業を推進します。

第4次  
加東市地域福祉計画・  
加東市社会福祉協議会 地域福祉推進計画  
(案)

令和6年11月現在  
加東市  
加東市社会福祉協議会



# 目次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
1 計画をめぐる背景 .....	1
2 国や社会の動向 .....	1
3 計画策定の目的 .....	3
4 計画の位置付け .....	4
5 関連計画 .....	5
6 計画の期間 .....	5
第2章 加東市の現状と課題 .....	6
1 人口の推移と推計 .....	6
2 支援が必要な人の状況 .....	7
3 市民アンケート調査結果の概要 .....	8
4 福祉団体、区長・自治会長調査結果の概要 .....	18
5 第3次計画の推進状況 .....	21
6 第4次計画に向けた主要課題 .....	25
第3章 計画の基本的な考え方 .....	26
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 計画の体系 .....	28
第4章 地域福祉の実現に向けた施策・取組 .....	29
基本目標1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保.....	29
基本目標2 関係づくりと孤立防止 .....	32
基本目標3 包括的な相談支援の推進 .....	36
第5章 地域福祉を推進するための施策・取組（社会福祉協議会） .	39
基本目標1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保.....	40
基本目標2 関係づくりと孤立防止 .....	45
基本目標3 包括的な相談支援の推進 .....	51

第6章	重層的支援体制整備事業実施計画	55
1	計画策定の趣旨	55
2	計画の位置付け・期間	55
3	重層的支援体制整備事業がめざすもの	56
4	実施計画	57
第7章	成年後見制度利用促進基本計画	60
1	成年後見制度とは	60
2	計画策定の背景	60
3	加東市の状況	61
4	計画の位置づけと目標	61
5	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築の方向	62
第8章	数値目標	64
1	成果指標	64
2	活動指標	65
第9章	計画の推進に向けて	66
1	P D C Aサイクルによる計画の推進	66
2	推進会議の設置	66
3	市民への周知	66
参考資料		67
1	計画の策定経過	67
2	加東市地域福祉計画策定委員会・加東市社会福祉協議会 地域福祉推進計画 策定委員会名簿	68
3	加東市地域福祉計画策定委員会設置要綱	69
4	加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会規程	70

# 第 1 章 計画策定の趣旨

## 1 計画をめぐる背景

人口減少・少子高齢化がわが国全体で急速に進んでおり、地域を支えてきた住民活動の脆弱化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあいまった社会的な孤独・孤立の問題が深刻化しています。

そのため、公的福祉サービスだけでなく、住民が暮らす地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが一層重要になっています。

支え手・受け手の関係を超えて、誰もが安心して暮らせる地域を創る「地域共生社会づくり」をはじめ、災害時要配慮者の支援体制の強化や、生活困窮者の自立支援、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどを進め、高齢の親が無職独身の子を支える「8050」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、未成年世代が過度な家事負担を強いられる「ヤングケアラー」、そして虐待などの人権侵害といった複合的な課題の解決につなげるためにも、地域福祉計画・地域福祉推進計画に沿った取組を一層推進していくことが必要です。

## 2 国や社会の動向

### (1) 地域活動の停滞

わが国には、地域の環境美化や祭りなどを行う自治組織（地区・自治会）などの地域団体・地域活動があります。かつてのように冠婚葬祭を地域団体が主体となって行うケースはほとんどなくなりましたが、シニアクラブ（老人クラブ）や子ども会など年齢層ごとの活動や、福祉や環境、防災などテーマごとのボランティア団体、さらには、農林業や農地・水利・森林の保全を共同して行う産業団体の活動も含め、様々な地域団体・地域活動が日常生活と関わっています。

しかしながら、少子高齢化や近年、定年延長が企業等で実施され、地域の担い手の主力が日中は不在であることや女性の都市部への流出の影響等もあり、地域活動が減少傾向にあります。

とりわけ、令和元年から令和4年にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められたことにより、様々な活動が休止・中止を余儀なくされた結果、地域活動の停滞や地域組織の衰退に加え、社会的な孤立や高齢者の虚弱化の課題が一層深刻化しました。

一方で、コロナ禍の影響による様々な制限を経験し、人と人との交流やつながりの重要性が再認識され、持続可能な形態での地域団体・地域活動の再開・再構築を進めていくことが求められています。

## （２）地域共生社会づくりと「重層的支援体制整備事業」の制度化

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題や制度のはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の支援体制の整備が求められています。

「地域共生社会」づくりを進めるため、令和3年4月の社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」（法第106条の4）が創設されました。

この「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な相談支援」と「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業であり、この事業の活用により、地域の複雑化・複合化した課題の解決を図ることが期待されます。本市では、地域に根差した活動を行う社会福祉協議会に一部を委託して実施しています。

## （３）生活困窮者自立支援制度の展開

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進を図る制度で、本市では社会福祉協議会に一部を委託して実施しています。

コロナ禍では相談件数が急増し、様々な相談があったことから、個々の状況に応じた支援の充実を図っていくことが求められます。

## （４）地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり

災害対策は、阪神・淡路大震災により、自助・共助の必要性が社会で認識され、自主防災組織の活動が大きく発展しました。その後、平成17年頃には、「災害時要援護者」の避難支援対策を進めるよう、国がガイドライン等の作成を進め、本市においても「災害時要援護者支援計画」を定めました。

平成23年に東日本大震災が発生し、その後も大きな災害が続く中で、高齢化の進展も

あいまって、自助・共助の一層の必要性が叫ばれており、令和3年には災害対策基本法が改正され、「災害時要援護者」を高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生した場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」という名称とすることとなりました。

この改正に伴い、「避難行動要支援者」一人ひとりの支援者を具体的に定め、確実な支援につなげる「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となりました。

こうした一連の流れを受け、本市においても、地域での支えあいによる防災対策を一層強化していく必要があります。

### (5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

認知症や知的障害などにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題です。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていません。そのような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が平成28年に制定され、市町村が成年後見制度利用促進に取り組むこととされました。

特に、令和4年度からの第二期成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進が優先取組事項とされ、本市においても、その取組を進めていく必要があります。

## 3 計画策定の目的

本市では、令和2年3月に「第3次加東市地域福祉計画・第3次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「第3次計画」という。)を社会福祉協議会と一緒に策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、この計画の期間が満了することから、これまでの取組評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、本市の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針として、「第4次加東市地域福祉計画・第4次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「第4次計画」という。)を策定します。



## 4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。加東市社会福祉協議会と連携を図りながら、加東市社会福祉協議会が策定する「加東市地域福祉推進計画」と一体的に策定します。

また、本市では、地域福祉の推進にあたり、「重層的支援体制整備事業」を重点的に推進しており、その具体的な方向性を示す「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を本計画に包含するものとします。

さらに、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとします。

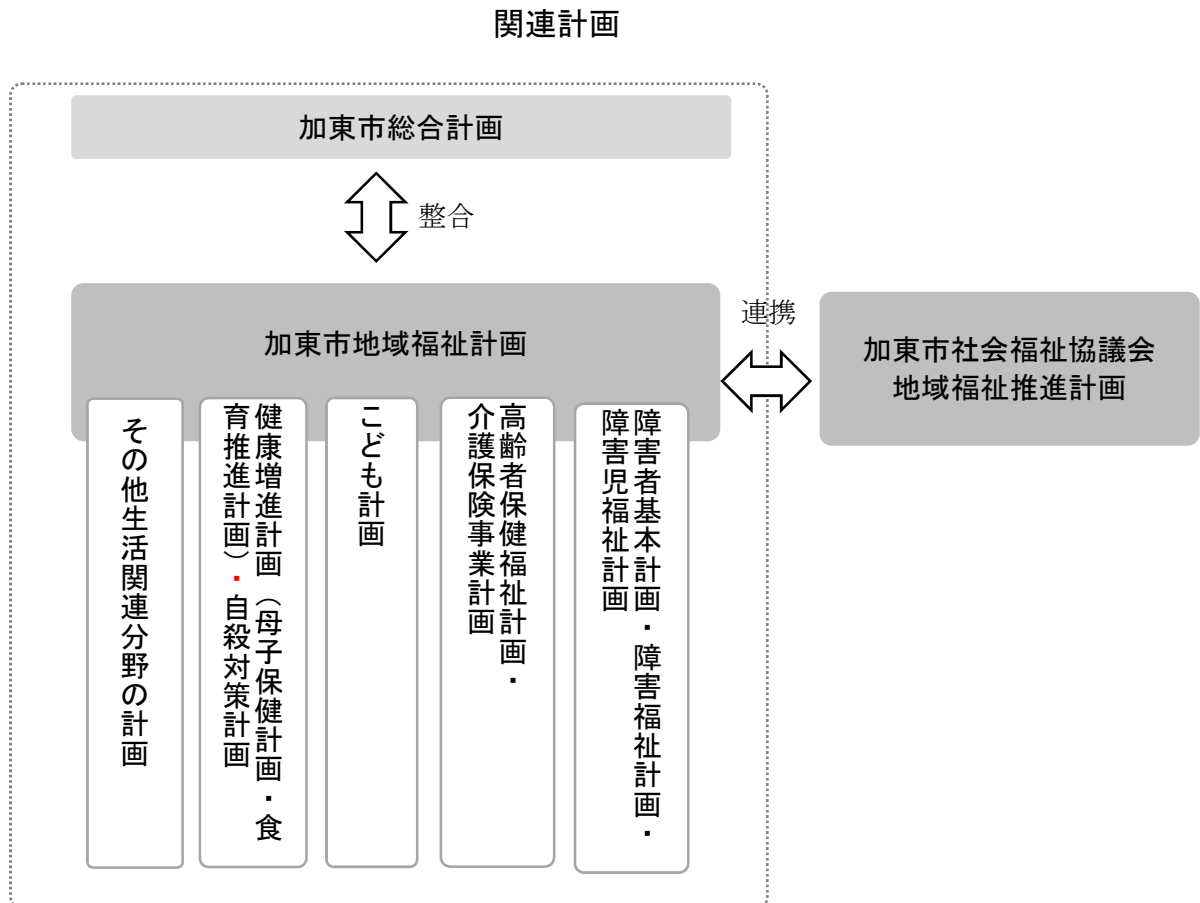
### 〔参考〕社会福祉法第107条（抜粋）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 5 関連計画

本計画は、各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画として、国・県・市の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。



## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

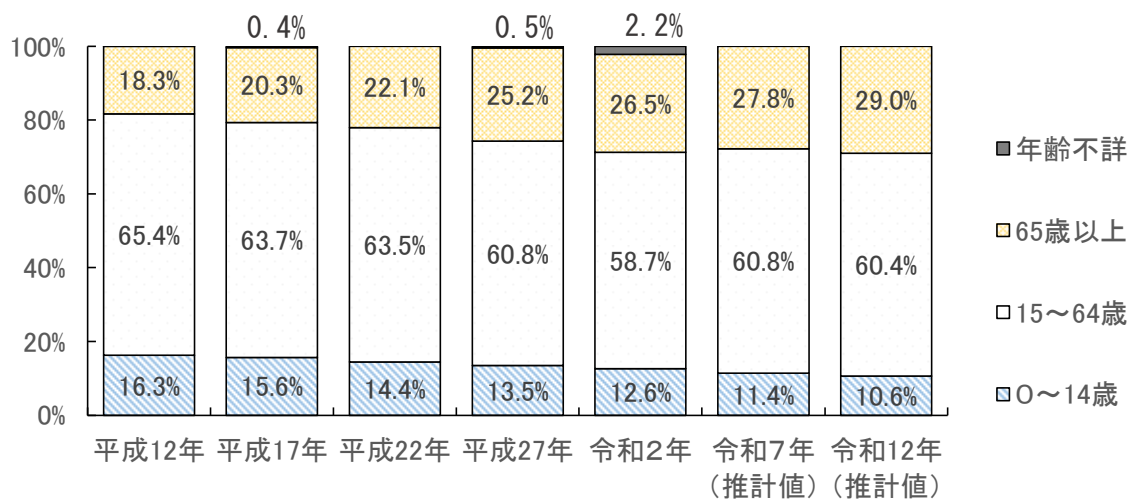
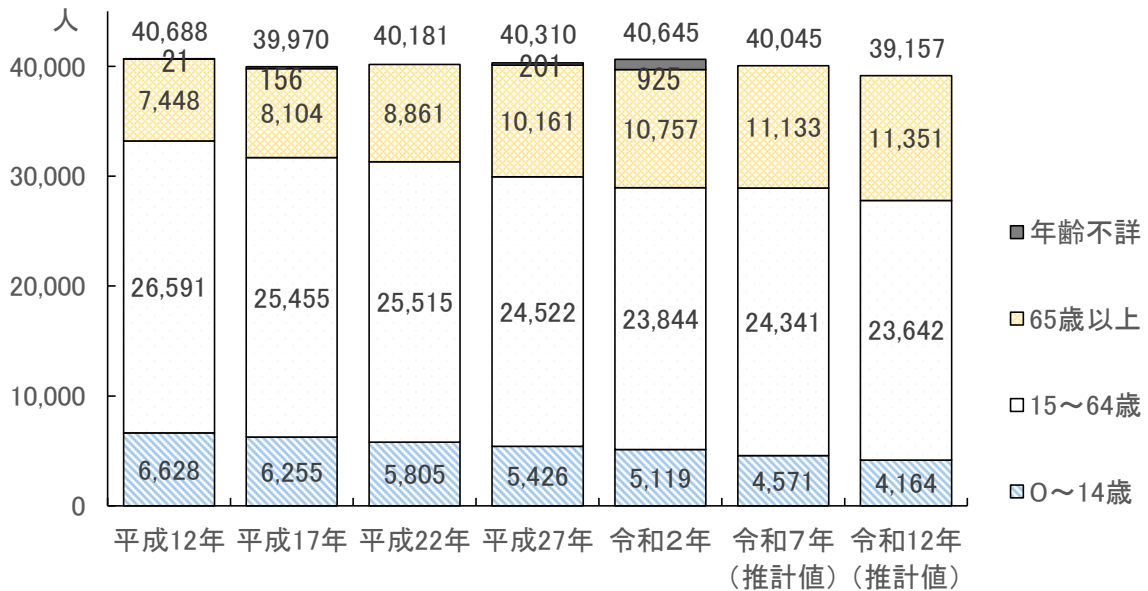
## 第2章 加東市の現状と課題

### 1 人口の推移と推計

国勢調査による本市の令和2年の人口は40,645人で、わが国全体の人口減少下にあります。平成17年から微増傾向が続いています。また、令和2年の高齢化率は26.5%、年少人口比率は12.6%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は人口が減少に転じ、少子高齢化も年々進むと予想されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績は国勢調査（合併前は3町の合計値）。推計は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計。

## 2 支援が必要な人の状況

要介護高齢者、障害者など、支援が必要な人（福祉サービスの利用者等）の概数は、以下の通りです。

支援が必要な人の概数

項目	人数	備考
要介護高齢者	2,020 人	令和5年度末の要介護認定者数（要支援を含む）
身体障害者	1,324 人	令和5年度末の身体障害者手帳所持者数
知的障害者	390 人	令和5年度末の療育手帳所持者数
精神障害者	310 人	令和5年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数
児童発達支援 利用児童	51 人	令和5年度の月平均利用実人数
放課後等デイサー ビス利用児童	79 人	令和5年度の月平均利用実人数
生活保護受給者	145 人	令和5年度末の生活保護受給者数
生活困窮者自立 支援制度相談者	149 件	令和5年度の新規相談受付件数
在留外国人	1,826 人	令和5年度末の在留外国人数

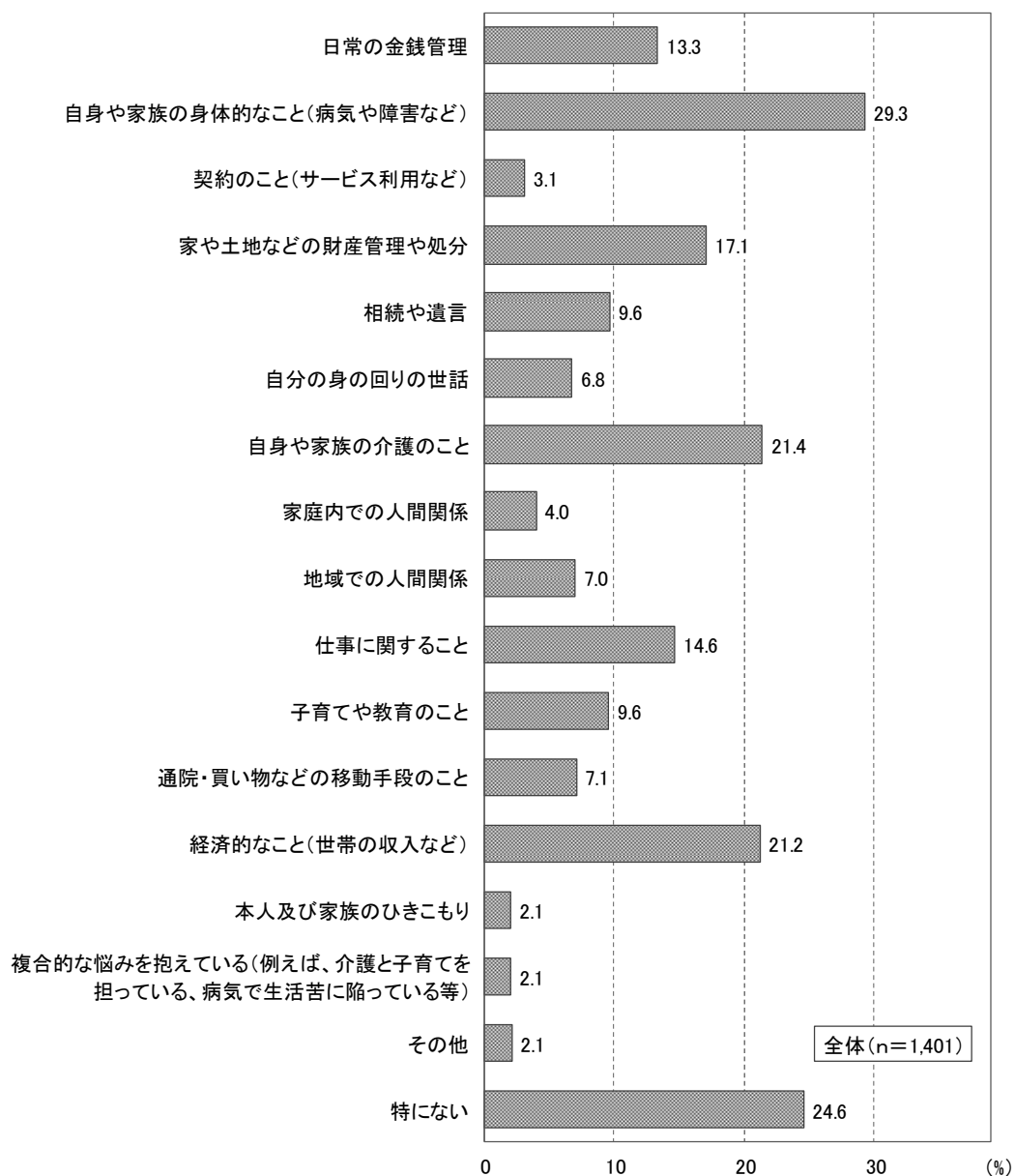
### 3 市民アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、18歳以上の市民4,000人を対象に、郵送とWeb方式の併用によるアンケート調査を実施し、地域福祉に関する意向等を把握しました。有効回収数は1,401票（内訳：郵送回答1,098票、Web回答：303票）、回収率は35.1%でした。

#### (1) 不安に思っていることや悩んでいること

「不安に思っていることや悩んでいること」をたずねたところ、「自身や家族の身体的なこと（病気や障害など）」(29.3%)、「自身や家族の介護のこと」(21.4%)、「経済的なこと（世帯の収入など）」(21.2%) など、市民は様々なことで不安や悩みを持っていることがわかります。

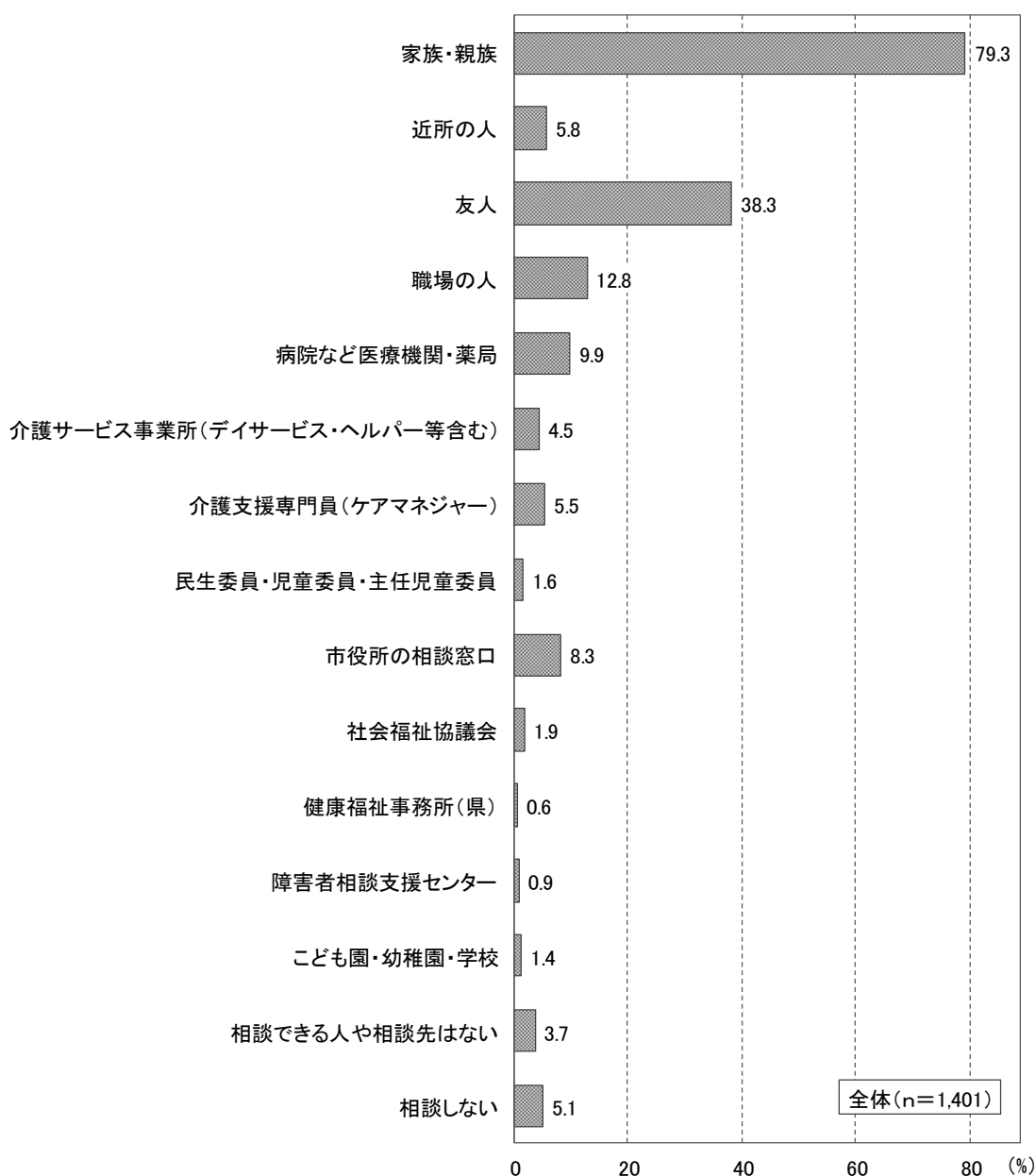
不安に思っていることや悩んでいること〔複数回答〕



「不安や悩みの相談先」は、「家族・親族」、「友人」など、身近な人が多く、公的な相談機関では、「市役所の相談窓口」が8.3%、「社会福祉協議会」が1.9%などとなっています。一方で、「相談できる人や相談先はない」が3.7%、「相談しない」が5.1%みられます。

各公的機関は、より一層、相談しやすさや専門性を高め、市民が必要な時に相談し、不安や悩みの解消につなげていくことが望まれます。また、「相談できる人や相談先はない」、「相談しない」といった市民に対し、相談を受け身型で待つのではなく、地域での潜在的な相談ニーズを掘り起こし、必要な専門相談支援につなげていく取組が求められます。

不安や悩みの相談先〔複数回答〕

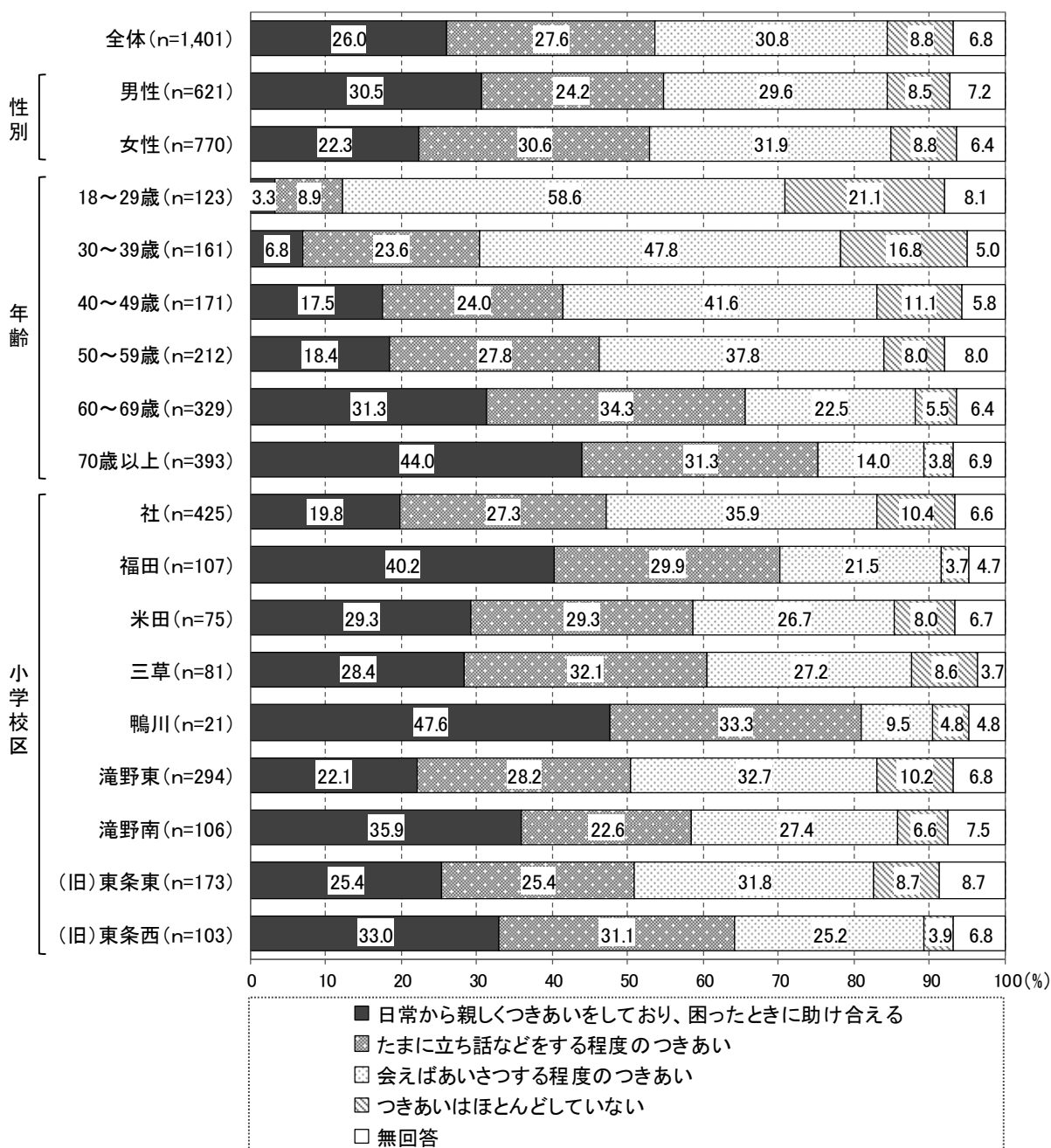


## (2) 近所や地域の人との付き合いについて

近所づきあいの状況は、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」が26.0%、「たまに立ち話などをする程度のつきあい」が27.6%、「会えばあいさつする程度のつきあい」が30.8%ですが、一方で「つきあいはほとんどしていない」も8.8%あります。

年齢が高くなるにつれて「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が高いほか、地区によっても差がみられ、もしもの時のセーフティネットとして、近所づきあいが少ない人がつきあいを広げ、また深めていけるきっかけやしくみをつくっていくことが求められます。

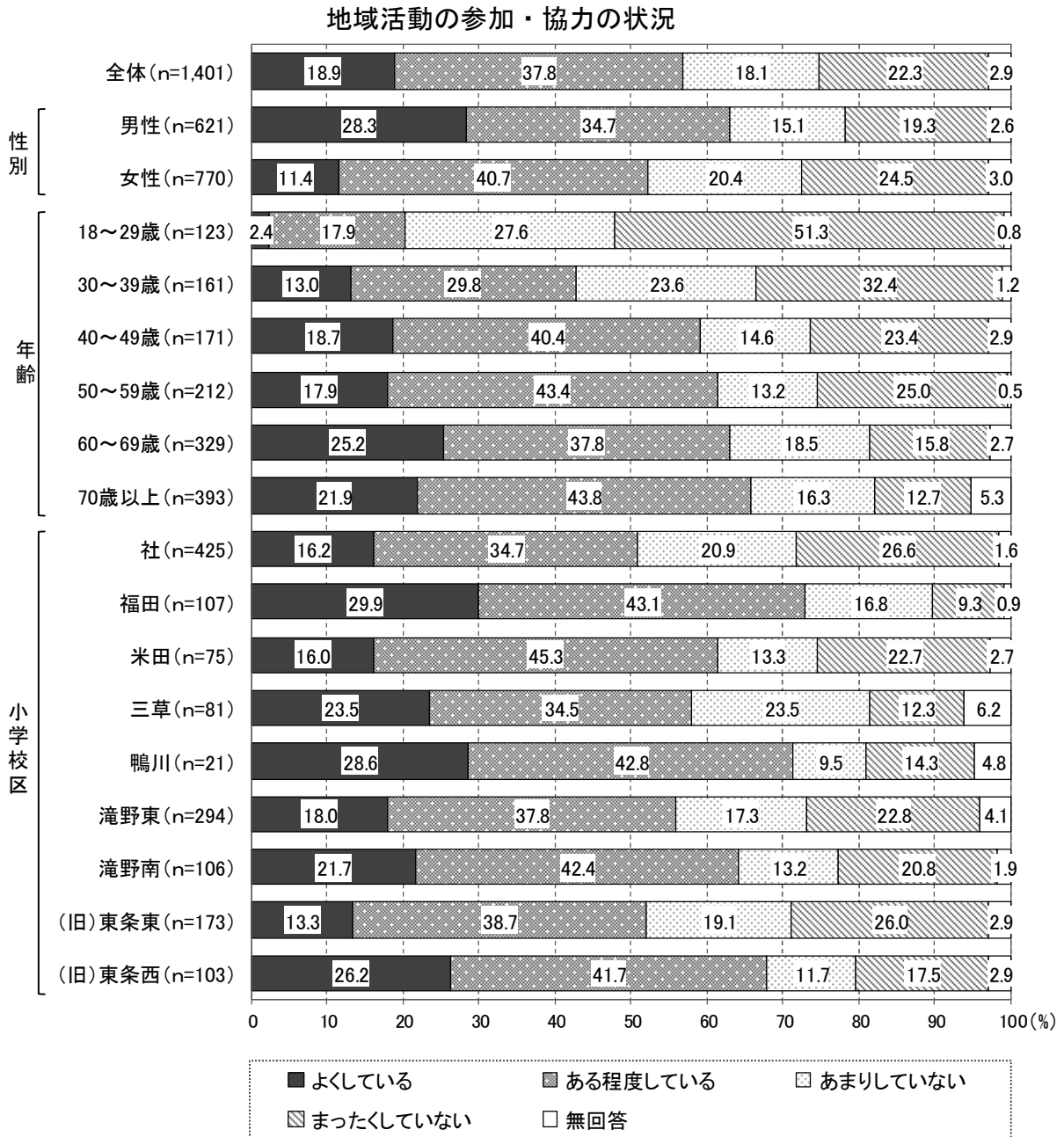
近所づきあいの状況



### (3) 地域活動の参加・協力状況について

地域活動の参加・協力の状況は、「よくしている」が18.9%、「ある程度している」が37.8%、「あまりしていない」が18.1%、「まったくしていない」が22.3%となっています。

女性より男性の方が、また、年齢が高くなるにつれて参加・協力している割合が高いほか、地区によっても差がみられるため、参加・協力できていない層の参加・協力を働きかけていくことが求められます。



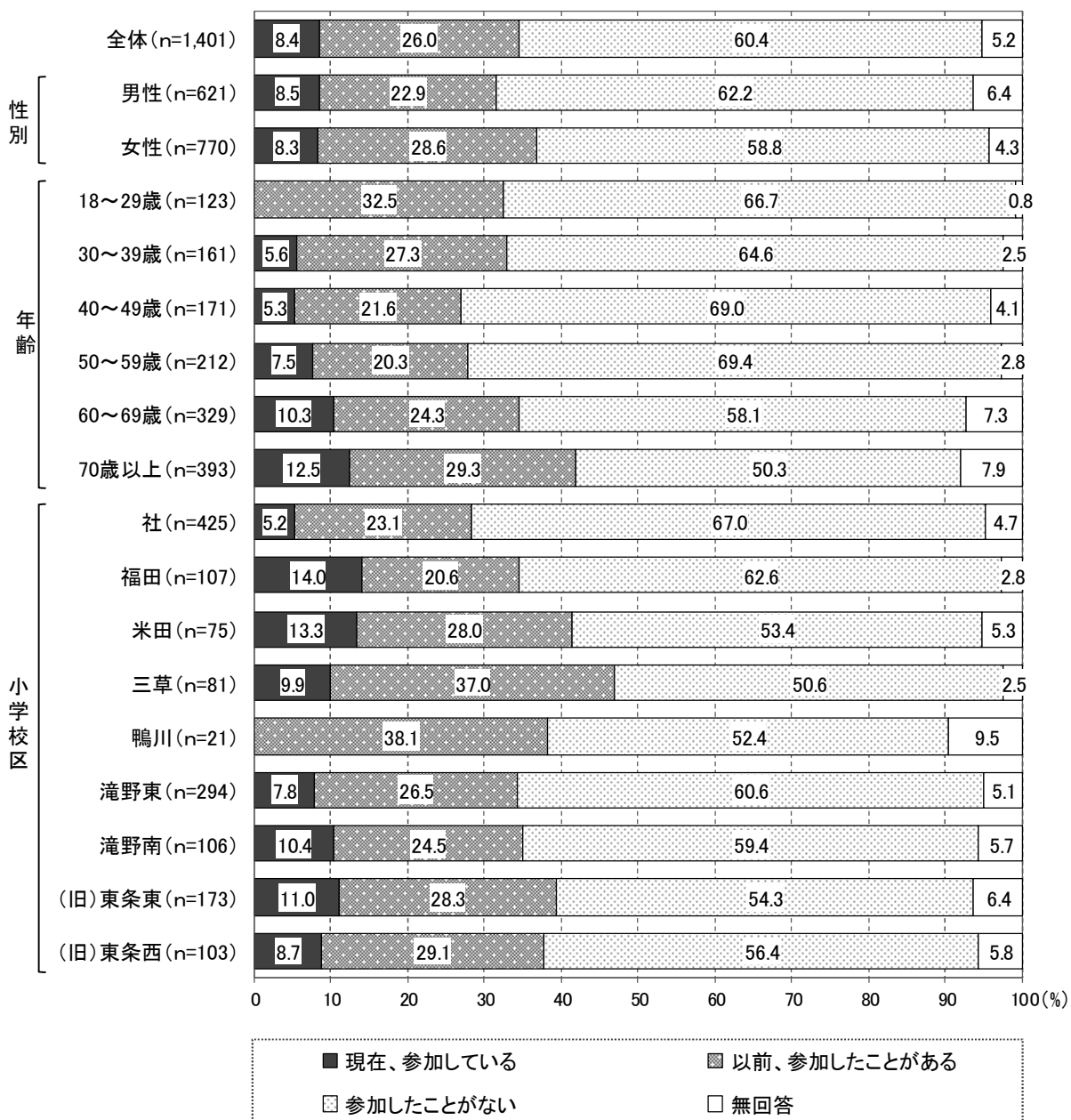


#### (4) ボランティア活動への参加状況について

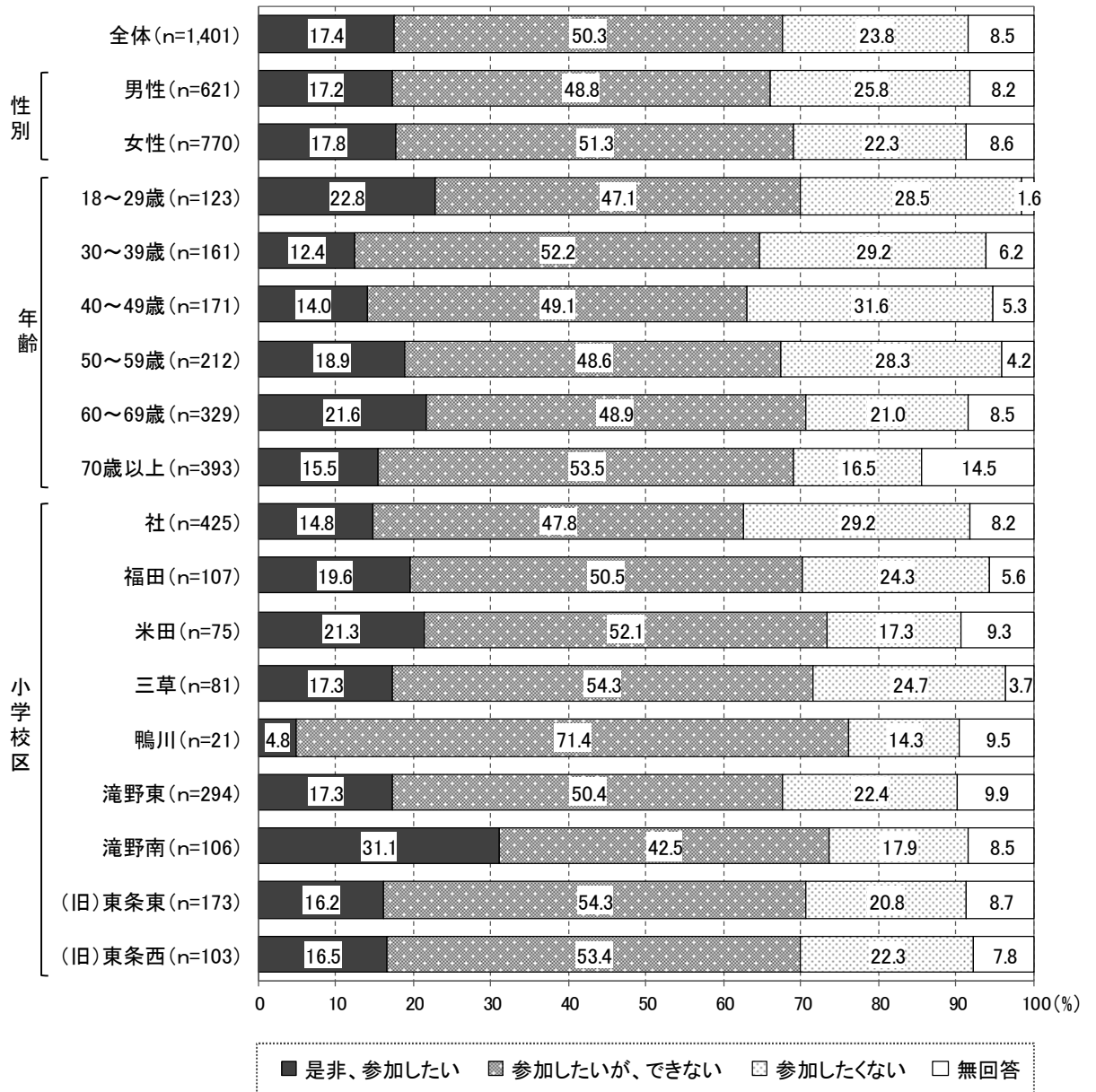
ボランティア活動の参加状況は、「現在、参加している」が8.4%、「以前、参加したことがある」が26.0%となっています。

一方、今後の参加意向は、「是非、参加したい」が17.4%と「現在、参加している」の2倍程度であるため、ボランティア活動への意欲がある方が活動への参加に繋がるよう、働きかけていく必要があります。

ボランティア活動の参加状況

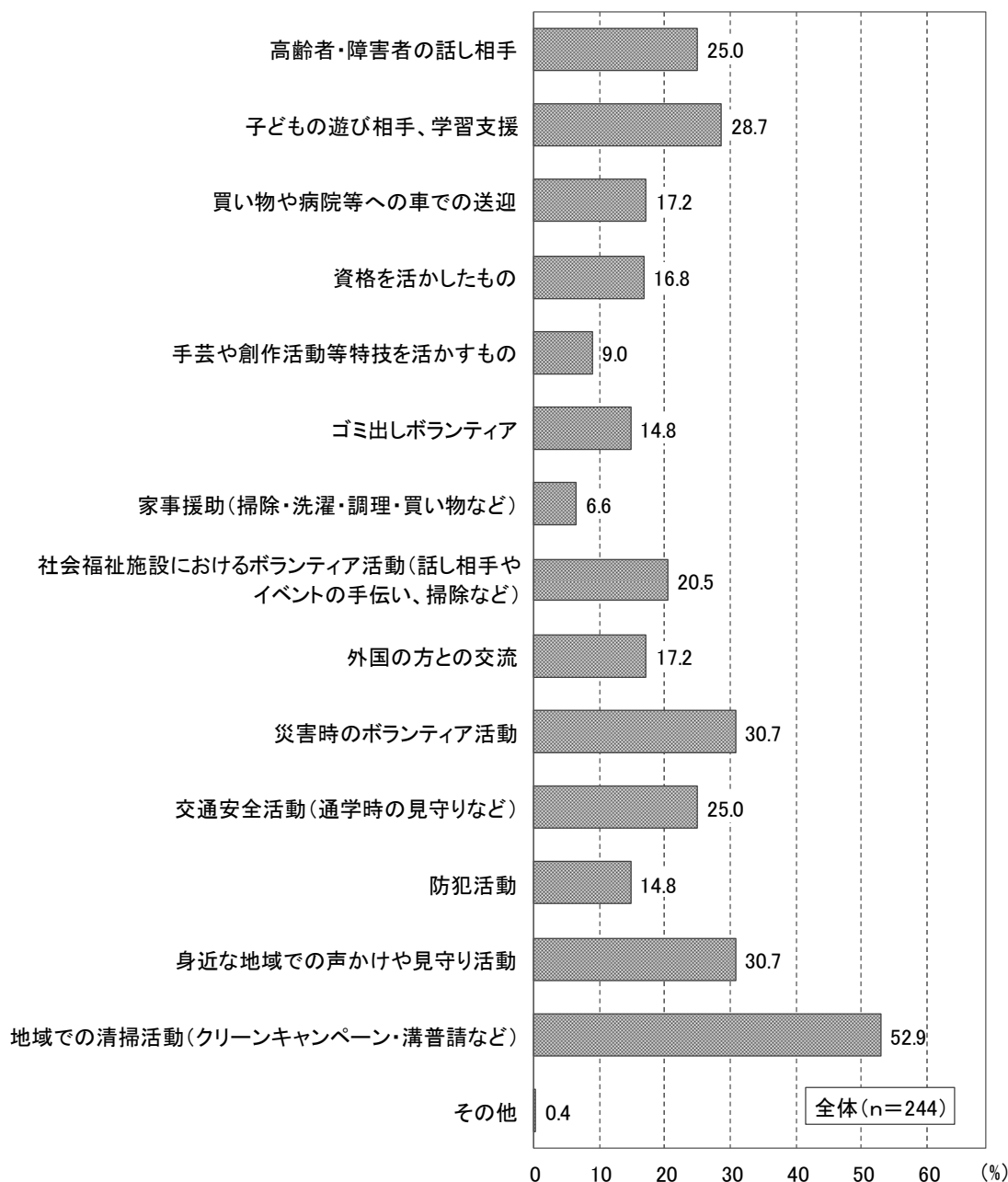


### ボランティア活動の参加意向



「是非、参加したい」という回答者に、「参加したいボランティア活動の内容」をたずねたところ、「地域での清掃活動（クリーンキャンペーン・溝普請など）」（52.9%）を筆頭に、「災害時のボランティア活動」（30.7%）、「身近な地域での声かけや見守り活動」（30.7%）、「子どもの遊び相手、学習支援」（28.7%）をはじめ、多岐にわたる回答がみられ、こうしたボランティア活動を実践しやすい環境づくりを進めることが期待されます。

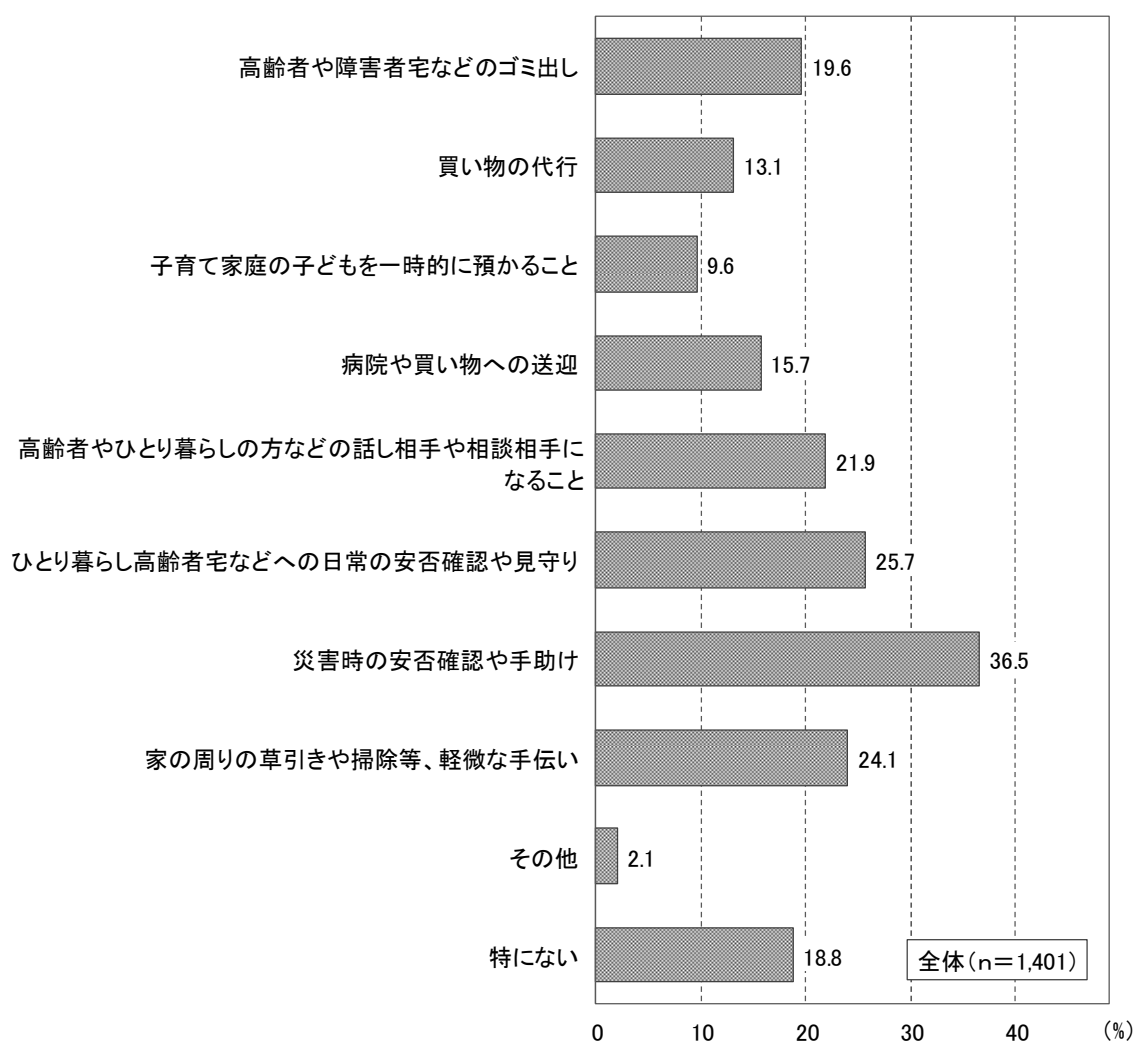
参加したいボランティア活動の内容〔複数回答〕



## (5) 地域で手助けできること

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいと思う内容をたずねたところ、「災害時の安否確認や手助け」(36.5%)を筆頭に、「ひとり暮らし高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」(25.7%)、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(24.1%)など、多くの項目で10%から30%程度の手助け意向がみられました。

地域で自分自身が手助けしたいこと〔複数回答〕

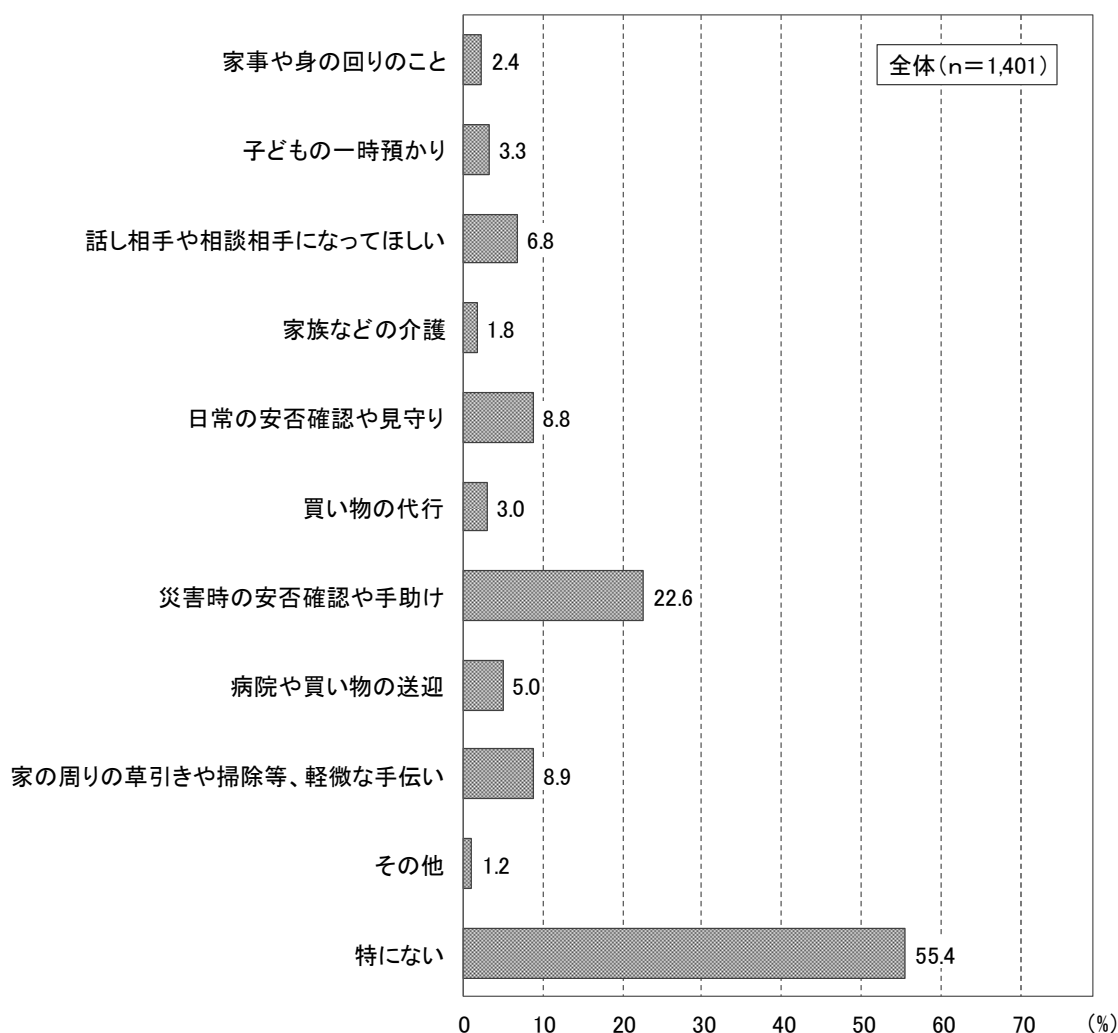


## (6) 地域に手助けしてほしいこと

近所や地域のつきあいの中で、手助けしてほしいことをたずねたところ、「特にない」が55.4%と割合が高くなっていますが、具体的な手助けで見ると、「災害時の安否確認や手助け」の22.6%を筆頭に、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(8.9%)、「日常の安否確認や見守り」(8.8%) など、多くの項目で数%から20%程度の希望割合があることがわかります。

これらの項目から、地域で支え・支えられる関係のマッチングを行い、生活課題の解決につなげていく必要があると考えられます。

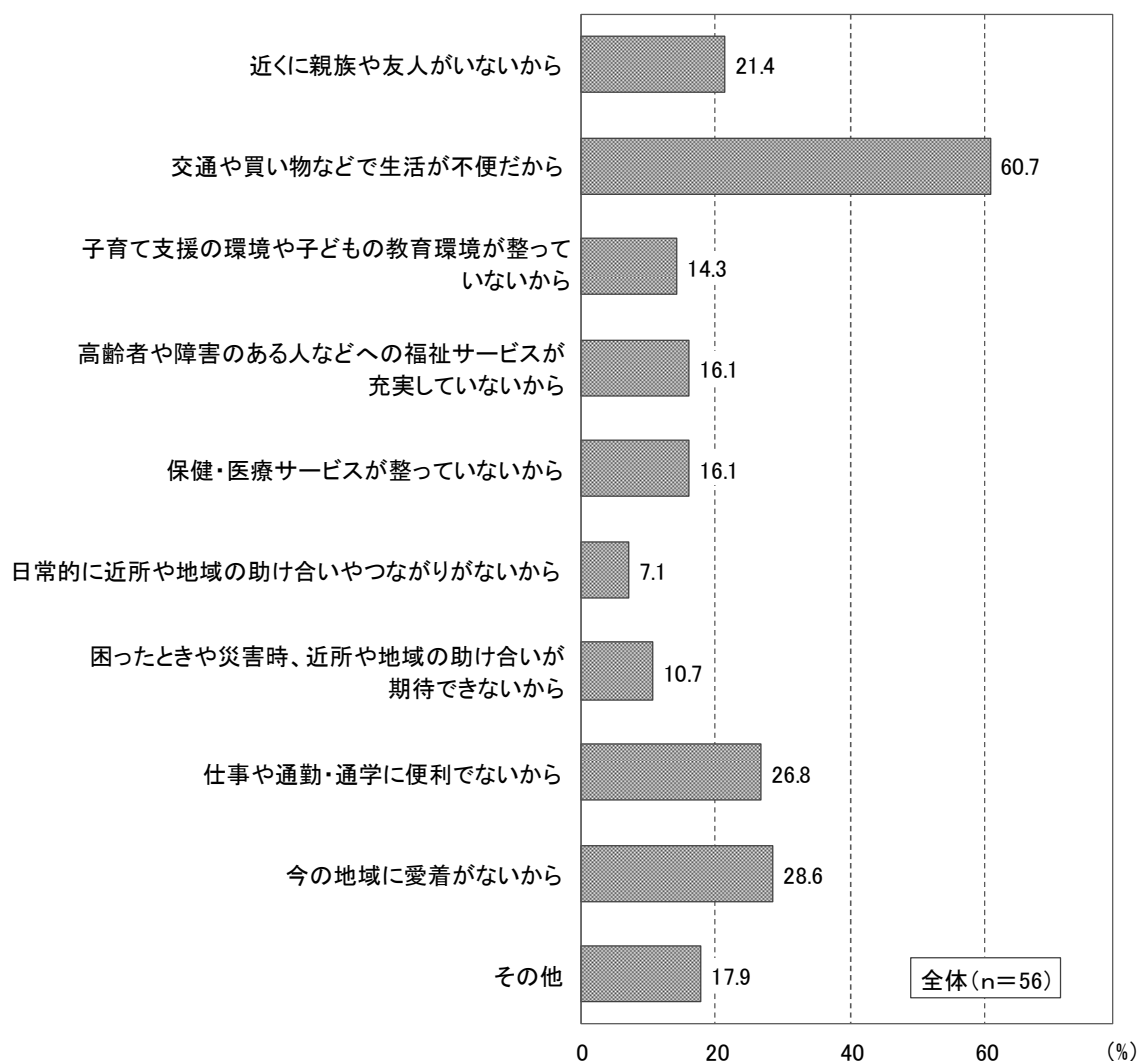
地域で自分自身が手助けしてほしいこと〔複数回答〕



## (7) 地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策

多くの市民が今後も加東市に住み続けたいと思っていますが、住み続けたくないと回答した56人（全体の4%）にその理由をたずねたところ、「交通や買い物などで生活が不便だから」が60.7%と最も高く、「仕事や通勤・通学に便利でないから」も26.8%あがっています。「交通の便」は、本市に市民が住み続けるための基礎的条件として、路線バスなどだけでなく、福祉施策を含め、市全体として考えていくことが必要です。

住み続けたくない理由〔複数回答〕



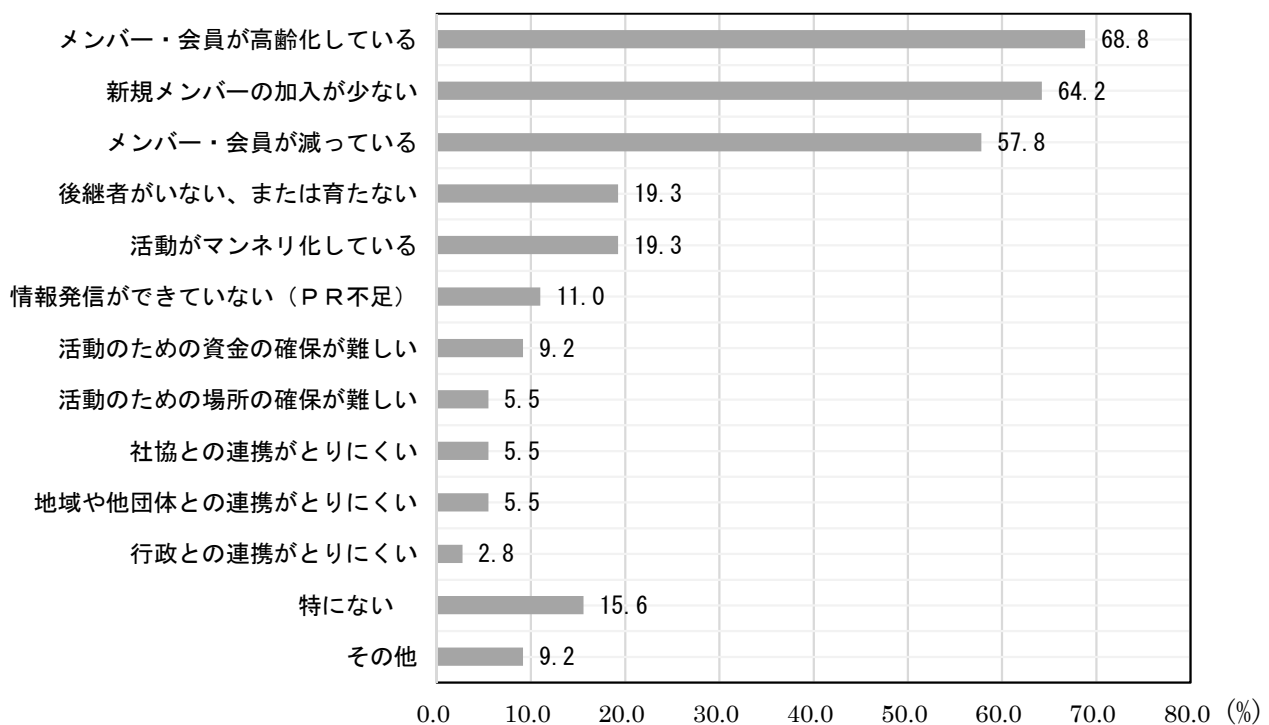
## 4 福祉団体、区長・自治会長調査結果の概要

本計画の策定にあたり、令和5年10～12月に、福祉団体17団体の役員等172人、区長・自治会長96人、計268人を対象に、郵送とWeb方式の併用によるアンケート調査を実施し、課題等を把握しました。有効回収数は174票（内訳：福祉団体役員等109票、区長・自治会長65票）、回収率は64.9%でした。

### （1）福祉団体の活動を行う上で困っていること

福祉団体が活動を行う上で困っていることは、「メンバー・会員が高齢化している」、「新規メンバーの加入が少ない」、「メンバー・会員が減っている」などがあがりました。

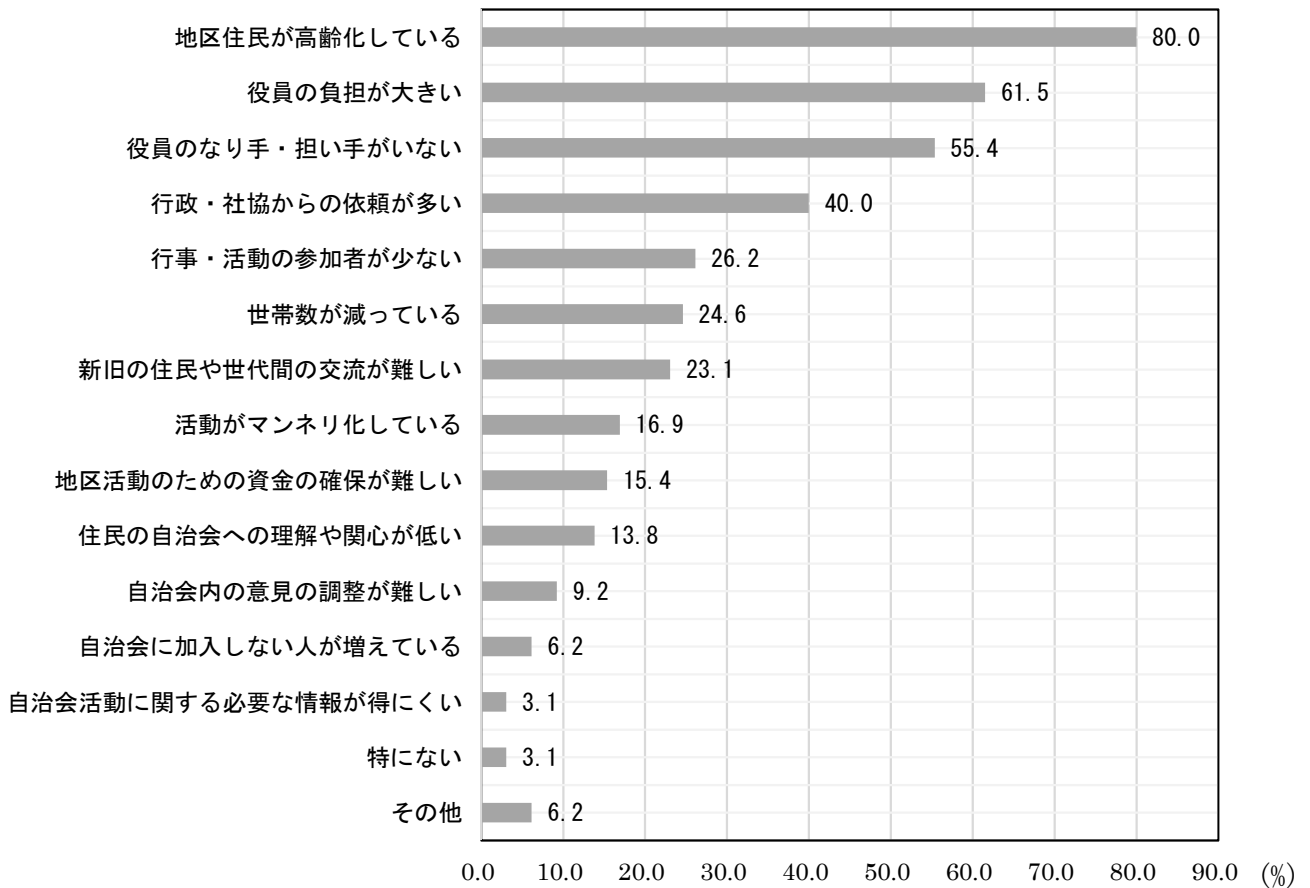
福祉団体の活動を行う上で困っていること〔複数回答〕



## (2) 地区・自治会運営の困りごとについて

地区・自治会運営の困りごとは、「地区住民が高齢化している」に次いで、「役員の負担が大きい」、「役員のなり手・担い手がない」が多くなっています。

地区・自治会運営の困りごと〔複数回答〕

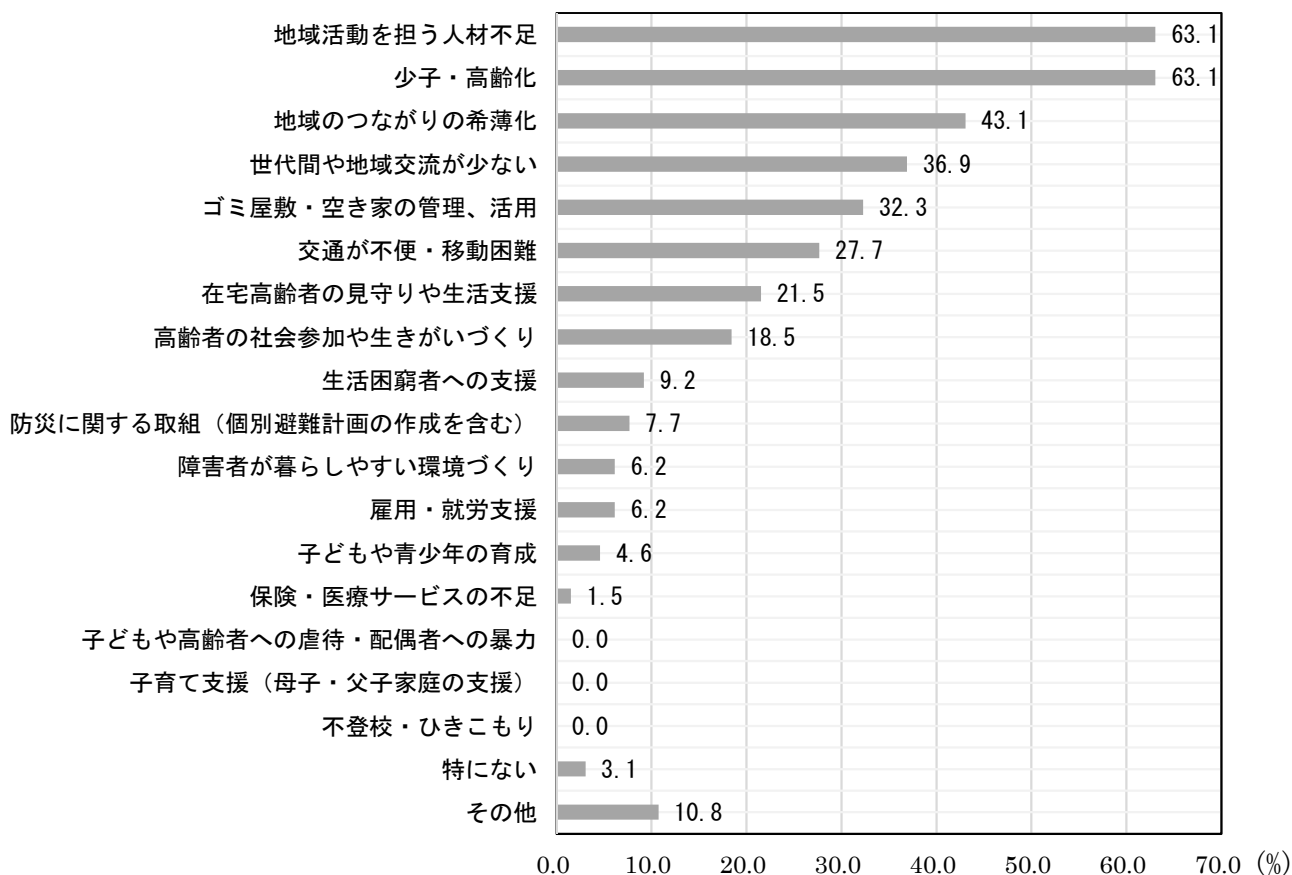




### (3) 区長・自治会長として感じている地域の課題

区長・自治会長として感じている地域の課題をたずねたところ、「地域活動を担う人材不足」、「少子・高齢化」、「地域のつながりの希薄化」、「世代間や地域交流が少ない」などがあがっています。

区長・自治会長として感じている地域の課題〔複数回答〕



## 5 第3次計画の推進状況

第3次計画では、4つの基本目標、10の基本施策を推進しました。地域福祉計画、地域福祉推進計画のそれぞれについて、基本施策ごとに課題を整理すると、次の通りです。

### 基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

地域行事や地域活動が減少傾向にあることから、引き続き住民同士のつながりを維持し、地域での見守りや助け合いの関係づくりに取り組むことが必要です。

#### 基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくりの評価

<p>地域福祉計画 (市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動に取り組む団体に補助金を交付し、住民主体活動を支援しました。また、中学校圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域活動に参加することで、住民主体活動の推進を図りました。</li> <li>地域行事や地域活動が減少傾向にあるため、地域に寄り添った伴走型の支援を進めていくことが必要です。</li> <li>・サロンの情報提供を行うとともに、介護予防や認知症予防のための「まちかど体操教室事業」や「かとうふまねっと事業」に取り組んでいますが、参加者は減少傾向にあります。引き続き、地域住民が身近に集える居場所づくりに取り組む必要があります。</li> <li>・庁内や福祉専門職と協議・連携を行い、令和5年度から要支援者の個別避難計画の作成に取り組みました。</li> <li>引き続き、住民一人ひとりの自主防災意識を高め、平常時から地域で見守る意識の醸成に取り組みながら、地域内での支援体制の構築を推進する必要があります。</li> </ul>
<p>地域福祉推進 計画(社協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民相互の助け合いの仕組みづくりを引き続き推進していく必要があります。</li> <li>・生活支援体制整備事業では、各地域性に合った方法での協議体の組織化や、地域課題等について住民同士が話し合う場づくりを進めていくことが求められます。</li> <li>・地区活動等の地域資源の把握と整理、それを必要な方に届ける情報発信の方法の検討や、多種多様な居場所づくりについても取り組む必要があります。</li> <li>・災害時の地域の助け合いに必要な、日頃からの住民同士のつながりづくりや、災害支援の普及啓発を引き続き進めていくことが求められます。</li> </ul>

## 基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

各専門機関の連携を強化するとともに、住民相互で支え合うことにより、支援が行き届く体制を強化する必要があります。また、市民が健やかで生きがいを持って暮らすための取組や支援を継続・充実させていくことが求められます。

### 基本目標2「日々の暮らしを支える生活環境づくり」の評価

<p>地域福祉計画 (市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業やひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金事業等により、就労支援や自立支援に取り組みました。 生きづらさを抱え、就業や経済的自立が難しい人々への継続的な支援をさらに推進するため、関係機関と福祉部門の連携をより一層強化する必要があります。</li> <li>・会員相互で簡単な家事の手伝いや外出時の付き添い等を行う生活支援サポーター活動支援事業では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある中でも、支援が必要な方に支援が行き届くよう活動内容を考慮しながら活動を継続しました。また、令和5年度から、ボランティア活動等の生きがい活動を促進するため「加東シニアいきいきポイント事業」を開始しました。 引き続き、生活支援サポーターの養成等により相互援助活動を推進するとともに、心身の健康維持・増進のため、介護予防や生きがいづくりにつながる取組を推進していく必要があります。</li> <li>・地域公共交通対策については、引き続き、各事業（サービス）の利用促進に取り組むとともに、運行ルートやダイヤなど、より利用しやすい路線環境を整えることが望まれます。また、かとうふまねっと事業への移送支援については、運転者講習会などにより、協力可能な人材確保に努める必要があります。</li> </ul>
<p>地域福祉推進 計画（社協）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な相談者や複合的な課題を持つ方に対して、関係機関や地域、ボランティア等の各種団体と連携したアウトリーチの方法や社会資源の開拓等を検討していく必要があります。</li> <li>・仲間づくり・生きがいづくりのための地域活動やボランティア活動のマッチング、また、地域資源の把握と周知・啓発が必要です。</li> <li>・介護ファミリーサポートセンター事業では、相互援助活動のサービスを継続・充実させていく必要があります。</li> <li>・福祉有償運送事業では、必要としている方への情報の周知方法や、運転手となるボランティアの育成と安定的な運営の確保を継続的に行っていく必要があります。</li> </ul>

### 基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

次世代の福祉力の強化に向けた取組を含め、ボランティアや地域活動等の担い手の確保・育成を推進することが求められています。また、高齢者や障害者などの社会参加を促進するため、相談・支援体制の充実が求められています。

#### 基本目標3「自立・参加を支え、後押しする仕組みづくり」の評価

<p>地域福祉計画 (市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活支援サポーター」や「介護予防サポーター」、「認知症サポーター」、「地域回想法リーダー」等の養成講座の内容の見直しや時間数の緩和を行い、受講者を増やすことで人材確保に取り組みました。また、県など関係機関と連携し、介護・福祉事業所の職員の確保・定着に向けて取り組む必要があります。</li> <li>・市内小中学校において、体験等を通して学ぶ福祉学習を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け実施回数が減少しました。地域福祉の担い手の発掘や若年層への意識醸成を図るため、引き続き、学校や保育所・認定こども園、市内企業等と連携し、推進していく必要があります。</li> <li>・地域の美化活動やグラウンドゴルフ等の健康づくりの活動を行う老人クラブ等社会活動促進事業や障害者支援団体への障害者スポーツ大会を行う障害者社会参加促進事業等を通して、引き続き、高齢者の社会参加の促進や、障害者の自立・社会参加の支援を進める必要があります。</li> </ul>
<p>地域福祉推進 計画（社協）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録ボランティアの高齢化が進んでおり、活動の見直しや新規ボランティアの立ち上げを支援していく必要があります。また、兵庫教育大学ボランティアステーションや社高校、市内小中学校と連携し、若者がボランティア活動に関心を持つきっかけづくりを拡充する必要があります。</li> <li>・高齢者や障害者など社会的に孤立しがちな方への社会参加や地域活動への参加促進を引き続き進めていくため、福祉団体やボランティア団体、社会福祉法人連絡協議会などとも連携を図り、協議していく必要があります。</li> </ul>

## 基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり

各相談窓口の機能を活かしつつ、複合的な問題を抱えている人・世帯を支援する包括的な相談支援の一層の強化が必要となっています。また、様々な人にわかりやすく迅速に福祉に関する情報を提供するため、情報発信の方法を工夫していく必要があります。

### 基本目標4「包括的な相談・支援体制づくり」の評価

<p>地域福祉計画 (市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の相談窓口機能を活かしつつ、福祉総務課に福祉総合相談窓口を設置し、複合的な問題を抱えている人が相談しやすい体制を整えています。また、令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を開始し、複雑化・複合化したケースについては、庁内や関係機関と連携を図る支援会議等を開催し、各々の役割分担や支援方針の検討を行うことで、包括的な相談支援体制の強化を図りました。</li> <li>・権利擁護に関する相談支援を強化していく必要があることから、加西市・多可町と共同実施を予定している北はりま成年後見支援センターについて協議を行いました。</li> <li>・様々な年代に福祉に関する情報が行き届くよう、広報紙のほか、子育てハンドブックやホームページ、LINE や Instagram、Facebook を活用して情報発信を行いました。引き続き、SNS 等を活用した幅広い情報提供に取り組むとともに、こどもや障害者、外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」等を取り入れ、わかりやすい情報提供に取り組む必要があります。</li> </ul>
<p>地域福祉推進 計画（社協）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合化した相談が増えている中で、様々な相談を切り口として、当事者に寄り添い、関係機関と連携し継続した支援が必要です。</li> <li>・コロナ禍により顕在化した生活福祉資金相談者の継続した支援が必要になっています。</li> <li>・迅速な情報発信の手段として、SNS（公式 LINE・Instagram）を活用しているため、登録者を増やす周知と、情報弱者（高齢者・外国人など）への配慮が必要になっています。</li> </ul>

## 6 第4次計画に向けた主要課題

第3次計画の施策の推進状況や評価、市民アンケート調査結果にも基づく市民や地域団体のニーズから、以下の3つの主要課題に整理しました。

### 主要課題1 福祉の担い手の確保

高齢者人口が増加し、支援を必要とする高齢者や障害者が増える一方で、地区・福祉団体の会員や新規加入者の減少、介護・福祉事業所の職員やボランティア等の福祉人材の不足といった担い手不足が課題となっています。

加えて、地区役員やボランティアの高齢化により、活動内容の縮小や持続性・維持性に課題が生じていますが、ボランティアに参加したいと考えている人が多いことから、参加しやすいボランティアの仕組みづくりなど、次世代の福祉力強化に向けて取り組む必要があります。

### 主要課題2 孤立を防ぐつながりづくり

地域行事や地域活動が減少していることに加え、市民の意識においても地域に助けてほしいことについて、半数以上が「特がない」と回答しており、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

孤独・孤立化が社会問題となる中で、住民が身近に集える「居場所づくり」や多種多様なニーズに対応した「居場所づくり」を推進するとともに、社会参加するきっかけづくりや参加するための手段の確保等の支援を行い、孤立を防ぐつながりづくりに努める必要があります。

### 主要課題3 必要な支援に結びつけるネットワークづくり

様々なことで不安や悩みを抱えながらも、誰にも相談できず、あるいは専門的な相談窓口につながらず、支援に結びついていない人が一定数います。

これまでも専門的な相談窓口の機能強化と包括的な相談支援体制の充実に努めてきましたが、複合的な支援ニーズに的確に対応していくために、多機関による協働・連携により、「伴走型支援」を進め、必要な支援に結びつけるネットワークを強化していく必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

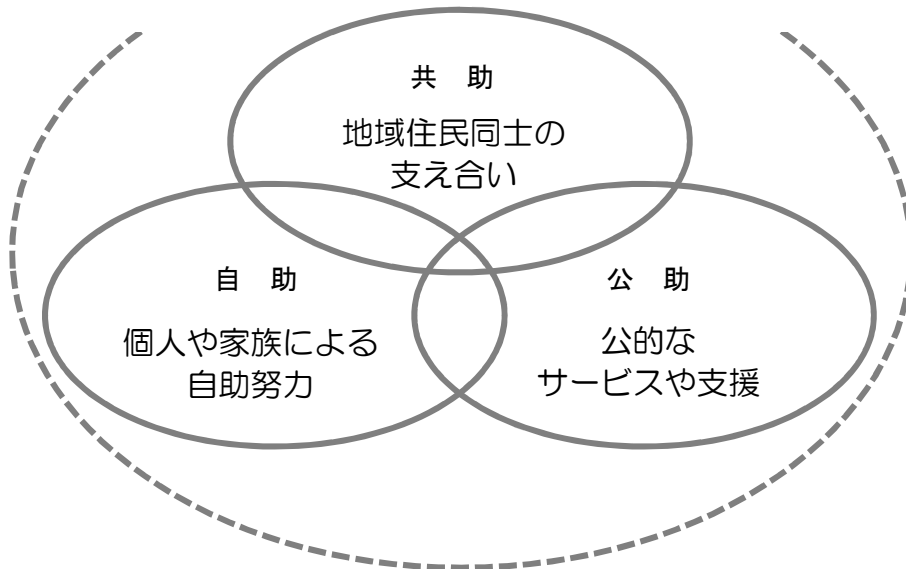
令和9年度を目標年度とする本市の第2次総合計画では、まちの将来像「山よし！技よし！文化よし！ 夢がきらめく☆元気なまち 加東 ～みんなが主役！絆で結ばれた 笑顔あふれる しあわせ実感都市～」の実践に向けてまちづくりを進めています。

また、社会福祉協議会では、「ささえあい みんなが安心 福祉のまち ～一人ひとりの笑顔 温もり 輝きを～」を基本理念に据え、「気づき・考え・行動する人づくり」、「福祉のまちづくり」、「生活を支える」を活動目標に地域福祉活動を推進しています。

これらを踏まえ、すでに作り上げられ、形づくられた自助・共助・公助の助け合い、支え合いの「輪」の上に、新たな「輪」を重ね、「つむぐ」ことで、重層的に支え合える地域づくりを進め、安心してくらせる「地域共生社会」の実現を目指すという意志をこめて、第4次計画の基本理念は、「支え合いの『輪』を地域でつむぐまち」とします。

[ 基本理念 ]

支え合いの『輪』を地域でつむぐまち



## 2 基本目標

基本理念「支え合いの『輪』を地域でつむぐまち」の実現に向け、以下の3本の基本目標を掲げます。

### 基本目標1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

介護保険や障害者総合支援制度などの「公助」は、現代社会では大きな存在となっていますが、すべての福祉ニーズを解決することはできません。

個人・家族でできることは個人・家族で努力し、それで解決できないときに、地域の住民同士で支え合い、それでも解決できないケースに公的な支援・サービスを利用するという「補完性の原則」に基づき、地域住民が協力し、地域生活課題の改善・解決を図る取組を進めて「地域力」を高め、安全で安心な生活の確保につなげていきます。

### 基本目標2 関係づくりと孤立防止

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような「関係づくり」を進め、緩やかなつながりによる生活支援機能や見守り機能を強化することで、生活課題を抱えた市民が孤立せず、主体的・継続的に地域活動に参加する「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

### 基本目標3 包括的な相談支援の推進

わが国の福祉は、高齢者介護・福祉、障害福祉・障害児福祉、子ども・子育て支援など、分野別に相談支援を行い、必要な支援・サービスに結びつけるしくみが基本となっていますが、8050問題やダブルケア、引きこもり、ヤングケアラーなど複雑化・複合化したケースへの対応に課題を残しています。

このため、分野ごとの相談支援を基本にしつつ、サービス利用などに結びついていない「制度のはざま」への対応を行うため、各課、関係機関・団体が連携した包括的な相談支援を推進します。



### 3 計画の体系

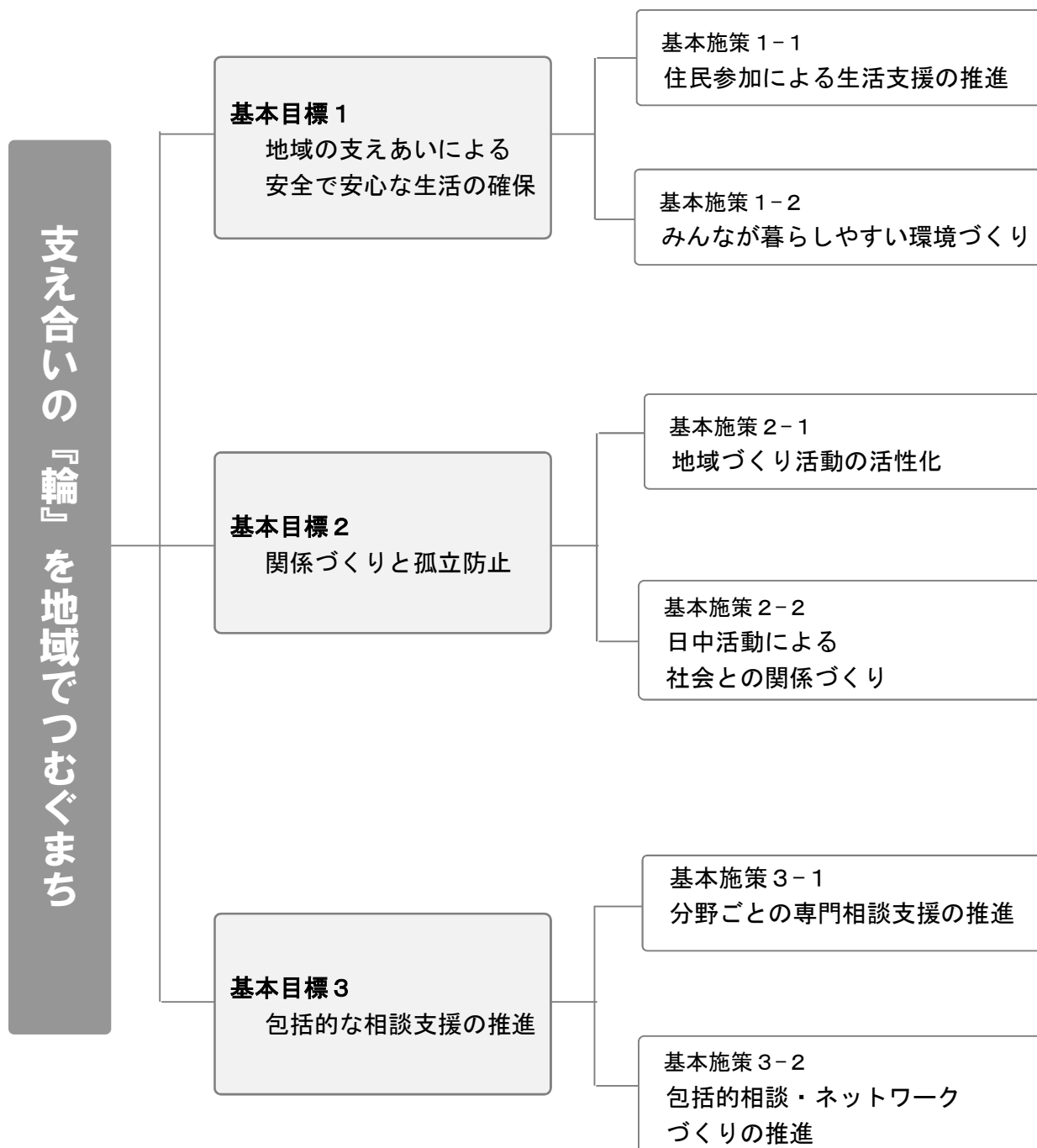
第4次計画では、基本理念の実現に向け、3本の基本目標の下に、6本の基本施策を位置づけ、以下の体系により、施策・事業を推進します。

#### 第4次計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]



## 第4章 地域福祉の実現に向けた施策・取組

### 基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

#### 基本施策 1-1 住民参加による生活支援の推進

##### 〔施策の方向〕

平成12年度からの介護保険制度の施行、平成18年度からの障害者自立支援制度の施行（平成25年度に障害者総合支援法に移行）、平成27年度からの子ども・子育て支援制度の施行などにより、専門職による公的介護・福祉サービスが質・量ともに大きく拡大し、支援が必要な人を支える根幹となっていますが、それらだけでは、福祉ニーズのすべてをまかなうことはできません。

介護・福祉職の人材が慢性的に不足する状況にもなる中、地域住民の支え合いによる「住民主体活動」の重要性が増しており、既存の「かとう介護ファミリーサポートセンター」、子育てを地域で相互援助するための「ファミリー・サポート・センター」などの発展を図るほか、生活支援体制整備事業などを通じて、支援の担い手となる新たな人材・組織の育成を図っていきます。

##### 〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 「かとう介護ファミリーサポートセンター」事業の推進	介護保険制度ではまかなえない生活支援ニーズに対応できるよう、社会福祉協議会に委託する「かとう介護ファミリーサポートセンター」において、家事等の相互援助活動を推進するため、制度の周知や協力会員の担い手確保等に努めていきます。	高齢介護課
2 ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の相互援助活動を支援するため、市が事務局を担う「ファミリー・サポート・センター」について、これまで取り組んできた活動を今後も引き続き実施するとともに、制度の周知や協力会員の担い手の確保等に努めていきます。	こども教育課
3 加東シニアいきいきポイント事業の推進	高齢者の社会参加の促進及び介護予防の推進を図るため、「介護施設でのボランティア活動」や「かとうまちかど体操教室」に参加することでポイントが付与され、ポイントに応じて換金ができる「加東シニアいきいきポイント事業」を推進します。事業の周知、参加の促進に努めるとともに、協力機関等との連携を図ります。	高齢介護課

取組項目	取組内容	担当課
4 生活支援体制整備事業（住民主体活動の促進）の推進	「生活支援体制整備事業」は、地域生活課題の解決を図るため、住民を主体とした支え合いの仕組みをつくり、発展させていくことを目指しています。 この事業を通じて、支え合い活動を継承・発展させる担い手の育成を目指していきます。	高齢介護課

## 基本施策 1-2 みんなが暮らしやすい環境づくり

### 〔施策の方向〕

みんなが暮らしやすい環境づくりに向けて、交通対策や防災対策を地域ぐるみで進めていきます。

交通については、多くの市民は、マイカーで移動を行っていますが、都市部ほど公共交通機関が発達していない本市では、自転車、徒歩、鉄道、バス（高速バス・路線バス・自主運行バス・乗合タクシー「伝タク」など）、タクシーなどの利用に加え、福祉タクシー利用券助成やデマンド型交通などの福祉的な支援を進めています。

今後、運転免許返納高齢者の増加や、市内を運行する地域公共交通をめぐる制度改正の状況などを踏まえ、様々な市民の移動手段の確保に努めていきます。

防災については、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中、高齢者、障害者、子どもなど、災害時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人などにきめ細かに配慮した防災対策が必要です。

災害時には市役所において、全庁的な災害対策本部を設置し、国・県・関係機関と連携しながら、避難支援、救助、復旧・復興支援などを行うこととなりますが、いずれの場面においても、地域住民が協力しながら、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援を含め、自主防災活動を進めていく必要があります。

そのため、避難行動要支援者一人ひとりの支援者をあらかじめ地域の中で決め、平常時の自主防災活動を通じて避難支援の実効性を高めるなど、地域住民同士の自主防災力を高める取組を促進します。

〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 福祉タクシー利用券助成	<p>「福祉タクシー利用券助成」は、市民税の所得割が非課税の高齢者や障害者等を対象に、年間15,000円分までタクシー料金の一部を助成する事業です。</p> <p>本事業は、対象者や枚数制限について、デマンド型交通の実証実験を踏まえて見直しを行います。</p>	高齢介護課
2 デマンド型交通	<p>「デマンド型交通」は、タクシーを活用し、ドア・ツー・ドアで運行する事前予約型の地域公共交通です。実証実験として、令和7年3月まで運行予定ですが、自家用車を運転できない高齢者等にとって、日常生活に必要不可欠な移動手段であるため、制度内容については、随時検討していきます。</p>	企画政策課
3 訪問型移動支援サービス	<p>「訪問型移動支援サービス」は、現在、通所型サービス「かとうふまねっと教室（ネットを踏まずに歩行する運動）」への送迎を対象に実施していますが、今後、「かとうまちかど体操教室」等、地域の通いの場への送迎支援も含めて検討していきます。</p>	高齢介護課
4 自主防災組織への支援	<p>少子高齢化の進展などにより、自治会組織の脆弱化が進む一方、自主防災活動の必要性が一層高まっており、市内の各自主防災組織に対して、防災訓練や講習会等の定期開催を支援し、地域での防災意識の高揚や知識・技術の向上を図ります。</p>	防災課
5 災害時要配慮者の避難支援対策の推進	<p>災害時要配慮者の避難支援対策として、避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の策定や、要配慮者利用施設の支援体制づくり、災害時要配慮者に配慮した避難所運営体制づくりなどを進めます。</p>	防災課 高齢介護課 社会福祉課 福祉総務課

## 基本目標 2 関係づくりと孤立防止

### 基本施策 2-1 地域づくり活動の活性化

#### 〔施策の方向〕

小地域福祉活動や介護予防活動など、地域の様々な活動が継続的に展開されるよう、支援を進めるとともに、重層的支援体制整備事業（参加支援事業・地域づくり事業）などを活用し、引きこもりがちの人など、地域生活課題を抱える人がこれらの活動に主体的に参加できるよう、支援を進めます。

#### 〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 コミュニティ推進事業の推進	校区等を単位とする自治組織やまちづくり活動に取り組む各種団体への活動補助により、地域コミュニティの活性化を図ります。	人権協働課
2 在住外国人の生活支援	外国人住民の日常生活の支援や多文化共生を図るため、言語の障壁による生活困難の解消とコミュニケーションの円滑化を図る取組を推進します。	人権協働課
3 介護予防活動を通じた地域づくり	「かとうまちかど体操教室」、「かとうふまねっと教室」（ネットを踏まずに歩行する運動）、「回想法」（昔の思い出を語り合う心理療法）など、介護予防活動の普及を図るため、体験講座の開催や自主活動の支援、リーダー・サポーターの養成を進めます。	高齢介護課
4 認知症施策の推進	認知症サポーター養成講座や、支え合いの担い手と認知症の人やその家族をつなげる仕組みであるチームオレンジの活動を支援し、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。	高齢介護課
5 シニアクラブ活動の支援	シニアクラブ（老人クラブ）は、地域コミュニティ組織とボランティア組織の両方の側面を持つ公益的な団体であり、「老人クラブ等社会活動促進事業」等により、引き続き、地域社会に貢献していただけるよう、支援を進めます。	高齢介護課

取組項目	取組内容	担当課
6 生活支援体制整備事業（地域づくり）の推進	<p>高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、社会的孤立を生まない、豊かでつながりのある地域づくりを推進します。</p>	高齢介護課
7 参加支援事業の推進	<p>本市では、地域やボランティア団体と結びつきの深い社会福祉協議会に委託し、社会とのつながりづくりを作るための支援や利用者のニーズを踏まえたマッチングメニューの創設等に取り組んでいます。</p> <p>また、つながりづくりの居場所となる「コミュニティカフェぽてと」の立ち上げ支援を行い、安心して過ごすことができる居場所の開催を推進しています。さらに、関係機関の協力を得ながら、参加支援の取組の拡大を図っていきます。</p>	福祉総務課

## 基本施策 2-2 日中活動による社会との関係づくり

### 〔施策の方向〕

多くの市民は、就業や就学で、仕事場や学校などに通い、そこでの自然な人間関係を通じて、心身の健康を保ったり、目的・目標を持った充実した生活が送れています。

その一方で、病気や障害があったり、介護や子育てが負担であったり、心身の状況が不安定であることにより、就業や就学をはじめとする日中活動に支障をきたし、生活に困難を抱えている市民も少なくありません。

そうした状況を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた日中活動を行い、社会との関係づくりを通じて、生活の安定が図られるよう、支援を行います。

また、子どもから高齢者といった幅広い年代が興味を持ち、参加できる居場所や体験づくり事業等についても市全体で取り組んでいきます。

### 〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 就労準備支援事業の推進	生活困窮者や生活保護の被保護者を対象に、すぐに就労につなげることが難しい方に対し、就労体験などを行うことで就労に必要な基礎能力の形成及び就労意欲の喚起を図り、一般就労につながるよう、就労支援を進めていきます。 また、就労準備支援事業に必要な協力事業所の確保や利用者に対する支援について理解を得る取組を行っていきます。	社会福祉課
2 就労支援事業の推進	本市では、「加東市就労支援室」を設置し、就労支援事業を行っています。 ハローワークや関連機関と連携しながら、就職困難者に対して、求人情報の提供や履歴書の作成・面接等のアドバイスなど就職が決定するまでサポートし、就職後も職場定着支援を行っています。 誰もが自らの意欲と能力に応じて働くことができるよう支援を進めていきます。	商工観光課



取組項目	取組内容	担当課
3 障害者・障害児の日中活動の場づくり	<p>障害者総合支援法・児童福祉法に基づく生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス等や、生産・創作活動や交流機会づくりを図る地域活動支援センターや精神保健福祉交流サロンなどを活用し、障害者・障害児の日中活動を支援し、地域社会との関係づくりを図る取組を進めていきます。</p>	社会福祉課
4 子どもの学習・生活支援事業の推進	<p>「子どもの学習・生活支援事業」は、子どもの居場所をつくり、正しい学習・生活習慣を身につけることで世代間における「貧困の連鎖」を防止することを目的に、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習・生活支援・相談支援等を行う事業です。</p> <p>この事業を通じて、日々の学習・生活習慣の確立を図るとともに、友だちや大人とのより良い人間関係づくりを進めていきます。</p>	社会福祉課
5 適応指導教室の開設	<p>学校への不適応等により、学校を長期にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、人員配置を行う等の体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげていきます。</p>	学校教育課



## 基本目標 3 包括的な相談支援の推進

### 基本施策 3-1 分野ごとの専門相談支援の推進

#### 〔施策の方向〕

生活課題を抱える人の相談は、高齢者については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者については市役所の相談窓口や相談支援事業所、こども・子育て家庭については子育てスマイルセンター（健康課の母子保健と福祉総務課の児童福祉の双方の機能を一体的に運営）をはじめとする各種相談窓口といった形で、分野ごとに専門相談員が相談を受け付け、支援やサービスの利用をコーディネートするしくみとなっています。そのほか、生活困窮や権利擁護なども個別に専門相談を行っています。

多様なニーズに応じて、各分野の相談窓口でのきめ細かな相談支援を推進します。

#### 〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 高齢者への相談支援の推進	地域包括支援センターと2か所の地域包括支援センターブランチ、居宅介護支援事業所、加東市民病院をはじめとする医療機関等が連携しながら、地域ケア会議などを通じて関係者・機関との情報共有を行い、適切なサービス・支援につなげていきます。	高齢介護課
2 障害のある方への相談支援の推進	「加東市障害者基幹相談支援室」を中心に、関係部局や各相談支援事業所、その他各種団体・機関と連携しながら、障害のある方やその家族からの相談に対し、一人ひとりの状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。	社会福祉課
3 こども・家庭に関する相談支援の推進	関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な相談支援を推進し、子育てに関する悩みや不安の解消を図るとともに、適切なサービス・支援につなげていきます。	健康課 福祉総務課 学校教育課 発達サポートセンター こども教育課

取組項目	取組内容	担当課
4 生活困窮者の自立相談支援事業の推進	<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方は、複合的な課題（社会的孤立、健康問題等）を抱えていることが多く、関係機関の連携を図りながら、きめ細かな相談支援に努めます。</p>	社会福祉課
5 権利擁護の相談支援事業の推進	<p>権利擁護の相談支援は、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援室、子育てスマイルセンター、配偶者暴力相談支援センター、人権協働課などで、分野ごとに相談が行われています。</p> <p>専門職への相談や成年後見制度が必要な場合は、今後開設する北はりま成年後見支援センターを活用し、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を推進します。</p>	社会福祉課 高齢介護課 福祉総務課 健康課 人権協働課
6 外国人相談窓口の開設	<p>ベトナム語と中国語による外国人相談窓口を開設しています。コミュニケーションがとれないことで、必要な支援につながらないことがないよう、窓口の周知を図るとともに、適切な相談支援を推進します。</p>	人権協働課

## 基本施策 3-2 包括的相談・ネットワークづくりの推進

### 〔施策の方向〕

分野別の相談支援だけでは、「制度のはざま」の課題などへの対応が十分行えないため、相談者本人のみならず、介護、障害、子育て、貧困などその属する世帯全体の複合的なニーズを捉え、複雑化・複合化した課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

「相談支援の『包括化』」においては、専門職だけでなく、できる限り多くの地域住民が、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービスや活動につなぐことのできる地域相談支援体制の構築を目指します。

### 〔市の取組〕

取組項目	取組内容	担当課
1 多機関協働事業の推進	「多機関協働事業」は、担当課だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められるケースについて、支援会議や重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担や支援の方向性の整理、調整役を担います。	福祉総務課
2 虐待防止対策の推進	高齢者虐待防止ネットワーク会議、障害者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会、DV防止ネットワーク会議などのしくみを活用しつつ、ネットワークの強化に努めるとともに、虐待の防止、早期発見、早期介入等を行い、高齢者等の権利擁護を推進していきます。	高齢介護課 社会福祉課 福祉総務課
3 権利擁護支援のネットワークづくり事業の推進	判断能力が十分でない方の権利擁護については、身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、日常的に本人を見守り、必要な対応を行うネットワークにより、本人や親族等の意思を尊重し、寄り添う支援を進めていきます。	社会福祉課 高齢介護課 福祉総務課

# 第5章 地域福祉を推進するための施策・取組 (社会福祉協議会)

## ◆社会福祉協議会とは◆

社会福祉協議会は地域の誰もが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるよう、住民が主体となったまちづくりを目指しています。

**基本理念** ささえあい みんなが安心 福祉のまち  
～ 一人ひとりの笑顔 温もり 輝きを ～

### 活動をすすめる3つの柱

地域福祉計画の基本理念や基本目標と総括して、社会福祉協議会では地域福祉活動の3つの柱を基盤としてすすめていきます。

#### 人づくり

**地域の福祉や暮らしについて関心を高め、気づき・考え・行動する人づくりを目指します。**

地域の中で生活のしづらさを抱えた人たちをまちづくりの中心に据え、みんなで地域の福祉や暮らしについて関心を高め、考え、行動する人づくりを進めます。

#### まちづくり

**住民が主役となり、人と人のつながりを大切にした福祉のまちづくりを目指します。**

住民が参画し、いつでも、誰でも、気軽集える地域の拠点づくりや温かい人間関係づくりをとおし、地域福祉活動を進めます。

#### 生活を支える

**住みなれた地域（まち）で自分らしい生活を支える福祉サービスを進めます。**

いつまでも住みなれた地域で一人ひとりの思いを大切に、自立した生活が送れるように、より地域に密着した体制で福祉サービスを進めます。

## ◆社会福祉協議会の役割◆



## 基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

### 基本施策 1-1 住民参加による生活支援の推進

#### 〔施策の方向〕

住民参加による生活支援の推進に向け、社会福祉協議会では、いつまでも住みなれた地域で自分らしい生活を送るため、人と人がつながりを大切に「困ったときはお互いさま」の気持ちを育み、地域の助け合いの輪が広がるよう、住民の意識に働きかけていきます。

#### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 給食サービス事業	<p>「給食サービス事業」は、70歳以上ひとり暮らし高齢者等を対象に、週1～2回、自宅へお弁当を届ける事業で、調理、配食それぞれをボランティアが担っています。社・滝野・東条の3地域で合併前からそれぞれ発展してきた歴史があり、地域ごとの特性を活かした活動です。</p> <p>地域の支え合い活動のきっかけとなる事業であるため、今後もボランティア活動による事業推進を継続し、住民の主体的な活動を目指します。</p> <p>■重点活動</p> <p>住民主体の活動を継続するため、SNS や広報紙を活用し、給食サービスの活動紹介などの情報発信により、興味関心を高め住民が参画するきっかけづくりに取り組みます。</p>
2 「かとう介護ファミリーサポートセンター」運営事業	<p>「『かとう介護ファミリーサポートセンター』運営事業」は、介護保険の訪問介護等の将来的な担い手不足が懸念される中、支援が必要な高齢者を支える重要な事業です。コーディネーターがきめ細かな相談やサービスの調整に努めながら、生活支援サポーターの養成と協力会員のスキルアップなどを図り、事業の安定運営に努めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、市と連携し、担い手の人材確保・育成に取り組み運営体制を整えていきます。</p>

取組項目	取組内容
<p>3 生活支援体制整備事業（住民主体活動の促進）</p>	<p>社会福祉協議会では、令和元年度から「生活支援体制整備事業」を受託し、社・滝野・東条の各地域（支部）に第2層生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、各地域（支部）の特性にあわせ、誰もが地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、小地域福祉活動と連動した事業を推進しています。</p> <p>今後も、滝野地域連絡会、あいらぶ東条（東条連携会議）、各地域のまちづくり協議会など、地域の活動と連携しながら、顔のみえる関係づくりや支え手・受け手のネットワークづくりを促進し、地域生活課題を解決するため、支え合いの地域づくりや仕組みづくりを進めていきます。</p> <p><b>■重点活動</b></p> <p>積極的に地域へ出向き、地域資源・生活課題の把握を行い、住民の主体性を活かした地域づくりに取り組んでいきます。</p>
<p>4 フードドライブ事業（生活困窮者自立支援事業の一部）</p>	<p>「フードドライブ」は、家庭で使いきれない食品を集め、食料支援を必要とされる家庭や福祉団体へ配布する活動です。</p> <p>「フードドライブ事業」は、福祉啓発とともに、環境保護の要素を含み、持続可能な社会の実現に向けて住民・地元企業・市・社協が協働する活動として、事業の発展を図っていきます。</p> <p><b>■重点活動</b></p> <p>地域の助け合いの輪を広げるため、企業や住民への啓発・参画、また学生ボランティアの参加を促し、福祉の心を育みます。</p>
<p>5 共同募金・善意銀行事業</p>	<p>「共同募金」や、預託を受けた金品を地域福祉活動に還元する「善意銀行事業」は、地域づくりや支援が必要な方に住民が寄付を行うしくみです。災害時の義援金の受付も、社会福祉協議会が窓口となります。</p> <p>本市では、歳末たすけあい運動において、高齢者世帯へのお弁当の配達なども行っており、必要な方に支援が的確に届くよう、事業の趣旨の普及を図ります。</p> <p><b>■重点活動</b></p> <p>募金活動を通して、本市の福祉に関心を持ってもらうためのきっかけとして働きかけます。</p>



## 地域のあったかい気持ちを添えてお弁当を届けます

## —給食サービス事業—

給食サービスのとある利用者のお宅の一室に、びっしりと絵手紙が貼られています。「いつもお弁当に添えられている絵手紙も楽しみでね。うれしくて捨てられないの。」そう言って、今日もまた一枚コレクションが増えていきました。

1個のお弁当には、いろんな方の思いが込められています。おひとりでも食欲が湧くようにと気を配ってお弁当を作る調理ボランティア。「今日もお変わりないですか」と安否確認を行う配達ボランティア。心の交流で元気を届ける絵手紙ボランティア。

給食サービスは、お弁当をお渡しする時の何気ない会話の中から、心身面の変化に気づくことがあります。このような地域の支え合いを通して、自宅で安心して暮らせるように、これからもボランティアや地域の方に携わって頂きながら、心のこもったお弁当をお届けしていきます。



60食を越えるお弁当づくり



お弁当に添える絵手紙

## 地域住民・地元企業と協働する支え合いの仕組みづくり

## —フードドライブ事業—

生活困窮者支援の一環として、令和元年からフードドライブに取り組み始めました。コロナ禍や物価高騰で家計に不安を感じる世帯が急増した最中、食料支援によって、何とか貧窮をしのいだ世帯も多くあります。

フードドライブの啓発や食品の回収のためのボランティアに、中高生に参加してもらった機会が増えました。活動をきっかけに、学生などの若い世代が、地域での支え合いについて考え、地域福祉に参画することで、福祉の心が育まれています。

【フードドライブのボランティアに参加した学生の感想を一部紹介します】  
食品を寄付していただいた方に、「この食材で誰かが笑顔になれたらいいね」と言われたことがありました。その時は、何気なく始めたボランティアだったけれど、この活動の先には、どこかの家庭の明るい食卓があるのだと気が付きました。（中2男子）



学生ボランティアも頑張ってくれています

## 基本施策 1-2 みんなが暮らしやすい環境づくり

### 〔施策の方向〕

交通対策や防災対策を通じたみんなが暮らしやすい環境づくりに向けて、社会福祉協議会では、既存の事業を継続しつつ利用者の立場に立った「寄り添う支援」を心がけ、一人ひとりの生活状況にあった適切なサービス紹介・提供に取り組んでいきます。

また、大規模災害の発生が懸念される中、住民の防災意識に働きかけ、住民同士の顔が見えるつながりづくりや、お互い支え合える環境を整えていきます。

### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 福祉有償運送事業	<p>「福祉有償運送事業」は、自力での歩行が困難で、ひとりでは公共交通機関の利用ができない方を対象に、社会福祉協議会が所有する福祉車両を用いて、福祉有償運送運転手が運転する事業です。</p> <p>今後も、必要な方が適切にサービスを受けられるよう、福祉有償運送運転手の確保や安全管理の徹底に努めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>必要としている方への情報提供を強化します。また、運転手となるボランティアの人材確保・育成を行うことで安定的な運営を目指します。</p>
2 福祉車両・車いす等の貸出事業	<p>「福祉車両の貸出事業」は、車いすを利用されている方の外出を支援するため、社会福祉協議会の福祉車両を無料で貸し出す事業、「車いす貸出事業」は、在宅要介護者等に無料で車いすを貸し出しています。</p> <p>今後も、他の制度を利用しづらい方の外出支援や生活支援のため、当該事業を継続していきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>利用する方が「安心・安全・快適」に利用できる環境を整えます。また、適切なサービス紹介・提供に取り組んでいきます。</p>



取組項目	取組内容
3 災害対策支援事業	<p>社会福祉協議会は、大規模災害時には、市内外からの災害支援ボランティアの受援の調整を行う「災害ボランティアセンター」を運営します。この「災害ボランティアセンター」を災害時に円滑に運営できるように、職員の災害対応に関する知識・技術の普及を図ります。</p> <p>また、災害支援ボランティア講座などにより、災害支援を行うボランティアの育成に努め、住民の防災意識を高めます。さらに、関係機関等と連携を図り、災害に備えた地域づくりを進めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>市・関係機関とのネットワークの構築や、災害支援マニュアルの見直しを図るなど運営体制を整えていきます。</p>

### 社協推しポイント！（活動紹介）

#### 住民の防災意識を高め、災害発生時に助け合える地域づくりを進めます

#### —災害対策支援事業—

災害の情報がニュース等で報道されると、「加東市は災害が少なく、住みやすいところだ」と話される方が多くいらっしゃいます。

加東市で災害は起きないのでしょうか。そうではありません。

では、災害が起きた時に私たちはどうしたらいいのでしょうか。また、被災地への支援は何が出来るのでしょうか。

そんないざという時の知識を身に付けるための「災害支援ボランティア養成講座」を社会福祉協議会では毎年開催しています。被災された方へ寄り添う視点や災害ボランティア活動時の対応等を学び、自分には何が出来るのかを考える機会となっています。

災害が起きた時に、一人ひとりが自分にできる支援を考え、共に活動できる加東市を目指します。



起震車「震度6」を体験。  
「立ってるのがやっとや」

## 基本目標 2 関係づくりと孤立防止

### 基本施策 2-1 地域づくり活動の活性化

#### 〔施策の方向〕

社会福祉協議会においては、地区・自治会単位で住民同士の交流の場づくり、見守り、支え合いの福祉活動の推進を目的とした「小地域福祉活動推進事業」を通して、住民同士のつながりを大切にした福祉のまちづくりを目指します。また地域づくりの活性化に向けて、ボランティアのコーディネートやボランティア活動の支援等を行う「ボランティアセンター運営事業」、次世代の担い手を意識した「ボランティア育成事業」をさらに推進していきます。

#### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 小地域福祉活動推進事業	<p>「小地域福祉活動」とは、社会福祉協議会が支援する地区・自治会単位の福祉活動です。</p> <p>住民同士の交流の場づくり、見守り・支援活動など、身近な暮らしの場で住民相互の支え合う地域づくりをすすめるために、活動しています。</p> <p>今後も、住民による主体的な運営を基本に、組織づくりや活動の活性化を支援していきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>より身近な生活圏域における住民主体による福祉活動の推進を行っていきます。</p>
2 ボランティアセンター運営事業	<p>社会福祉協議会では、ボランティアに関する情報提供・相談・登録・交流などの業務を通じて、ボランティア活動をしたい方と、その力を借りたい方とがつながるようコーディネートを行う「ボランティアセンター」を運営しています。</p> <p>ボランティアは、地域共生社会づくりの根幹を担う存在であり、引きこもりがちな人など、生活課題を抱える人の社会参加の支援においても重要であるため、引き続き、ボランティアセンター運営とボランティアの活動支援、活動場所の提供、相談対応とニーズの把握、ボランティア活動の普及啓発などを推進していきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>ボランティア活動が、人や地域とつながるきっかけになるように、多種多様なボランティア活動の充実を目指します。</p>

取組項目	取組内容
3 ボランティア育成事業	<p>ボランティアの育成を図るため、各種講座（福祉ボランティア、災害支援ボランティア、地域・企業向け講座）等を開催します。</p> <p>また、次世代を含めた担い手を増やす取組として、学校と協力して福祉学習の推進やボランティア活動の啓発を行います。</p> <p>■重点活動</p> <p>「ボランティアをしたい」という潜在的ニーズがボランティア活動につながるように、社会情勢に合った魅力的なボランティア講座等を開催し、人材育成に取り組みます。</p>
4 生活支援体制整備事業（地域づくり）	<p>各地域の特性を活かしながら、地域で誰もが自分らしく暮らせるように、住民や各種団体、関係機関等が連携しながら地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、各地域の生活支援コーディネーターを中心に地域資源の把握および地域活動の担い手の育成に取り組み、つながりのある地域を目指します。</p> <p>■重点活動</p> <p>生活支援コーディネーターが地域に積極的に出向き、地域資源を把握し、また「協議体」と一緒に地域の支え合い活動をすすめていきます。</p>
5 参加支援事業	<p>孤立した方や困りごとを抱えた住民とボランティアや地域とのつながりやニーズに合った支援メニューを作るため、ボランティアセンターや地域づくり活動を通じ、社会資源などを活用した支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、つながりづくりの居場所として「コミュニティカフェぽてと」の開催や、ボランティアや関係団体が実施する居場所づくりの立ち上げ支援や社会資源の開発など、参加支援の取組の拡大を図っていきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>住民やボランティアグループ等とさらに関係構築を図りながら、地域のネットワークを広げ、社会参加のためのマッチングや居場所づくりに取り組んでいきます。</p>

[参考]「小地域福祉活動」の「活動の3本柱」

	①基本活動	②つどい型福祉活動	③たすけあい活動
内容	小地域福祉活動の企画運営や地域課題を話し合う。	人間関係の希薄化や孤立を防ぐために、仲間づくりをとおり悩みの解消や生きがいを目的として、地域の方が集う、拠点と居場所づくりの活動。	日常生活の中で課題を抱えた方への支援としての、住民相互のたすけあいや見守り活動。
活動例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の運営や基盤整備（役員会・地区福祉推進委員会の開催、活動計画、研修会の開催、情報交換・共有、ボランティアの育成など）</li> <li>・話し合いの場づくり（学習会、研修会、座談会） など</li> <li>・地区内での活動の周知・PR など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいいきいきサロン、ふれあい喫茶、健康を語る集い</li> <li>・ふれあい交流活動（世代間交流、地区行事を活かした交流活動など）</li> <li>・子育てサロン</li> <li>・その他を対象にしたサロン、居場所づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動（安否確認、友愛訪問、傾聴と話し相手）</li> <li>・日常生活支援（ひとり暮らし高齢者のゴミ出しのお手伝い、買い物の付添など）</li> <li>・防犯パトロールや防災のための見守り活動 など</li> </ul>

## みんなで考えるみんなが暮らしやすい地域づくり

### —小地域福祉活動推進事業—

加東市の小地域福祉活動は平成 11 年に推進が始まりました。当時、ひとり暮らしの高齢者が亡くなり、死後、数日が経過して発見されるということが 2 年続いたそうです。このような出来ごとをきっかけにして、加東市社会福祉協議会では、地域の暮らしを支え合う福祉活動の大切さについて、地域の皆さんと共に考え、取り組み始めました。

小地域福祉活動の推進として、毎年、研修会を実施しています。研修会では、誰もが生き生きと暮らしやすい地域づくりについて、他地区と情報を共有しながら検討する機会を設けています。様々な活動を知り、新たな取組として活動が発展したり、地区活動に誇りを感じ継承への想いを強くされたりすることにつながっています。



他地区との情報交換をきっかけに、地区を越えた交流も生まれています。

## ちょっとした困りごとからつながる福祉の輪

### —ボランティアセンター運営事業—

地域の方の何気ない会話が幸せの連鎖につながるがあります。

以前から定期的に畑で出来たたくさんの野菜を社会福祉協議会に寄付していただいていたひとり暮らしの男性から「ひとりでは大変になってきた玉ねぎの収穫を手伝ってくれる人はいないかな」という一言から、市内の障害者施設に話を持ちかけたところ、玉ねぎの収穫体験につながりました。

障害者施設では、今回収穫した玉ねぎを使用したパンを製造し、販売されました。製造したパンはその男性にも贈られ笑顔で受け取られていました。

また、市内の介護事業所や子ども食堂にも玉ねぎが寄付され大変喜ばれました。

今後も、住民の声に耳を傾け、人と人をつなげ、福祉の輪を広げていきます。



おっきなたまねぎ また採れました！

## 基本施策 2-2 日中活動による社会との関係づくり

### 〔施策の方向〕

社会福祉協議会では、地域の中で生きづらさを抱える人たちの社会との関係づくりの居場所として「コミュニティカフェぽてと」、子育て世帯の親子の交流の場所として「みんなのほっとタイム」、夏休み中の子どもの居場所と学習支援として「サマースクール」、介護者同士が気軽に集まる場所としての「介護者のつどい」を継続していきます。

### ■重点活動

住民のニーズにあった居場所をさらに充実させ、定着するよう取り組みます。

### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 コミュニティカフェぽてと	「コミュニティカフェぽてと」は、いろいろな生きづらさを抱える人たちが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所として、月1回、やしろショッピングパーク Bio で開設しています。 重層的支援体制整備事業の「ひきこもり支援」として実施していますが、生活困窮者自立支援事業をはじめ、多様な制度を活用し、当該事業の継続・発展に努めます。
2 みんなのほっとタイム	「みんなのほっとタイム」は、ボランティアと共につくる未就学児とその保護者の交流の場で、月1回、社福祉センターで開催しています。 絵本の読み聞かせやティータイム等の活動を行っており、子育て世帯の社会参加促進の事業として、継続支援していきます。
3 サマースクール	「サマースクール」は、夏休み中に子どもたちが学習や生活体験（洗濯や調理等）を通じて生きる力を身につけ、健やかに成長することを目指す事業です。 今後も、地域住民と協働で開催する子どもたちの居場所づくり事業として、継続実施していきます。
4 介護者のつどい	「介護者のつどい」は、介護者同士が気軽に集い、心身のリフレッシュを図る場で、2か月に1回、社福祉センターで開催しています。 茶話会などを通して、介護者の社会参加促進の事業として、継続支援していきます。



社協推しポイント！（活動紹介）

地域のつながり・交流  
みんなの居場所づくり



●コミュニティカフェほてと



●みんなのほっとタイム



●サマースクール  
みんなと一緒に勉強もがんばれる！



●介護者のつどい

## 基本目標 3 包括的な相談支援の推進

### 基本施策 3-1 分野ごとの専門相談支援の推進

#### 〔施策の方向〕

分野ごとの専門相談支援では、生活に困窮している方や判断能力に不安がある方、高齢者、子育て世帯などそれぞれに応じた分野ごとに適切な支援につなげていきます。また、複合的な問題を抱えた人に対して、専門的なあらゆる相談の受け止めと連携したネットワークにより、誰一人取り残さない相談体制の充実を図ります。

#### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 地域包括支援センターブランチ事業	<p>「地域包括支援センターブランチ事業」は、加東市地域包括支援センターにつなぐための窓口機能を持つ事業です。</p> <p>主に、滝野地域、東条地域の高齢者の身近な総合相談窓口として、きめ細かな相談支援に努め、一人ひとりの状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>より地域に密着した総合相談窓口を目指し、積極的に地域に出向き相談しやすい関係を作っていきます。</p>
2 子育て支援事業	<p>「かとうまちの子育てひろば情報紙」を定期発行（年6回）し、市内の幼稚園・こども園の園庭開放や子育て相談などの情報提供を行っています。SNS（社協ホームページ、LINE、Instagram）を活用し、広く子育て世帯にタイムリーな情報を届けられるよう、さらなる拡充を図ります。</p> <p>また、子育て世帯が気軽に集える居場所を提供し、それぞれにあった困りごとや悩みに応じた情報提供や専門的な相談先につながるよう支援していきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>子育て世帯が孤立することのないよう、定期的な居場所の設置に加えて、イベントなどを開催し、新たな参加者を募っていきます。</p>



取組項目	取組内容
3 生活困窮者自立相談支援事業	<p>生活困窮者自立支援事業とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人に対して、支援を行う制度です。</p> <p>複合的な課題を解決するための支援調整を行いながら、一人ひとりに寄り添った相談支援を実施します。また、『ほっとかへんネットワーク』を配置し、社会的孤立・生活困窮者などの課題を、地域や加東市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットかとう）等とつなぎ、問題解決の仕組みをつくっていきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>生活に困った方が、困窮状態に陥る前に早めの段階で相談できる体制を作っていきます。</p>
4 日常生活自立支援事業	<p>「日常生活自立支援事業」は、判断能力に不安がある認知症や知的障害、精神障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理等を行う事業です。</p> <p>本事業は、本人の意思決定を尊重しながら権利擁護を図る事業として、きめ細かな支援に努めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>北はりま成年後見支援センターや関係機関などと連携し、途切れることのない権利擁護支援を行います。</p>
5 心配ごと相談事業	<p>「心配ごと相談事業」は、民生委員・児童委員が月1回の相談日に3地域で日常生活上の相談を受ける事業です。</p> <p>様々な相談支援の入口となる事業であり、今後も適切な相談対応に努めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>民生委員・児童委員と連携し、地域の総合相談窓口としての機能を強化していきます。</p>
6 資金貸付事業	<p>「資金貸付事業」として、生活福祉資金や法外援護資金の貸付を行っています。</p> <p>生活困窮者へのセーフティネットとして、自立した生活に向けた幅広い相談支援を行いながら、適切な事業推進に努めます。</p> <p>■重点活動</p> <p>貸付世帯の生活再建を支援するため、地域資源の活用や関係機関などと密に連携していきます。</p>

## 基本施策 3-2 包括的相談・ネットワークづくりの推進

### 〔施策の方向〕

誰一人取り残さない相談体制の充実のため、積極的かつ継続的なアウトリーチ活動や、地域住民や企業、加東市社会福祉法人連絡協議会などと連携したネットワーク構築を目指し、複合的な問題を抱えた人の支援体制を推進します。

### 〔社協の取組〕

取組項目	取組内容
1 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<p>「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、「制度のはざま」などで、地域で孤立し、支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等により継続的に本人と関わり、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行う事業です。</p> <p>本人との信頼関係の構築に努め、相談につながりにくいケースを粘り強く支援に結びつけていきます。</p> <p>■重点活動</p> <p>地域に出向き出張相談を積極的かつ継続的に行うことで、孤立した人に支援が届くよう働きかけ、誰一人取り残さない相談体制を作ります。</p>
2 加東市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットかとう」事業	<p>「加東市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットかとう）事業」は、加東市内の社会福祉法人がネットワークを作り、地域の福祉課題を抱えている人たち、福祉に欠ける状況に「ほっとかへん！」という意気込みを込めて支援を行っています。</p> <p>平成 30 年度に設立され、合同防災訓練、フードドライブへの寄附など、実践的な活動により、「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」を進めてきました。</p> <p>社会福祉協議会は、この事務局を担っており、市内の社会福祉法人が、施設の種別を超えたネットワークを形成し、施設機能の開放や専門性の活用等、持てる資源を生かした様々な地域公益活動に取り組んでいけるよう、活動の調整等を行っています。</p> <p>■重点活動</p> <p>幅広い取り組みを行うため、社会福祉法人のネットワークを活用し、それぞれが持てる力を活かした活動を行います。</p>

## 外国にルーツを持つパパ・ママのための子育て交流会「PIYO CAFÉ」

—ほっとかへんネットワーカー—

加東市には、多くの外国人の方が生活しています。その中で、生活相談やコロナ特例貸付などで社協と関わりのあった世帯から「出産・子育ての不安がある」、「頼れる人がいない」などの声を聞きました。このような不安を抱える外国人に寄り添う取り組みの必要性を感じ、外国にルーツを持つ世帯の孤立を防ぎ、安心して子育てをするために、必要な知識の習得や相談ができるような交流会「PIYO CAFÉ」を開催しています。

「子どもから日本料理を作ってほしいと言われるけど調理方法が分からない」という声が多く寄せられたことから、「たこ焼き」をみんなで作りました。

参加者のパパ・ママたちがゆっくりとお話ができ、お互いに支え合える居場所となっています。



一緒に調理して食べることで、自然と会話もはずみです。（たこ焼きづくりの様子）

ほっとかへんネットワーカーとは  
コロナ禍で実施された特例貸付の借受世帯等の生活困窮世帯を、地域やほっとかへんネットとつなぐネットワーカーで、2023年度より県内市区町社協への配置がはじまりました。

## かとうまちの福祉なんでも相談（出張相談会）

—重層的支援体制整備事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）—

潜在的な課題を抱えた方は、相談意欲が低かったり、地域から孤立していることも多く、自ら相談に来られることはほとんどありません。そんな中で、支援が届いていない人、支援を拒否している人等に必要な支援を届けるため、地域の活動や集いの場などに出向き、ニーズ把握や事業周知を目的に出張相談会を行っています。関係機関や企業と連携し、健康相談等をきっかけにするなど、年齢を問わず相談しやすい相談会を目指しています。

相談を「待つ」のではなく、支援や情報を「届ける」という意識で、これからも地域の身近な拠点に出向いて開催していきます。



「困り事はないですか。体の調子はどうですか。」

## 第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

### 1 計画策定の趣旨

「地域共生社会」づくりを進めるため、令和3年4月の社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」（法第106条の4）が創設されました。

「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な相談支援」と「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業で、この事業の活用により、地域の複雑化・複合化した課題の解決を図ることが期待されます。

本市では、これに先立ち、平成30年度から国のモデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）の採択を受け、地域住民が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備や、生活課題を包括的に受け止める福祉総合相談窓口の設置等の体制づくりに取り組み、令和4年3月には令和6年度までを目標年度とする「加東市重層的支援体制整備事業実施計画」（第1次計画）を策定し、「重層的支援体制整備事業」を推進しています。

「加東市重層的支援体制整備事業実施計画」（第2次計画）は、これらの成果を受け継ぎ、引き続き、「重層的支援体制整備事業」を推進していくため、その実施の方向について定めるものです。

### 2 計画の位置付け・期間

本計画は、「第4次加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」の一部として策定します。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

### 3 重層的支援体制整備事業がめざすもの

「重層的支援体制整備事業」は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「包括的な相談支援」と「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を含む5事業を一体的に実施するものです。

これまでの福祉政策により整備してきた、高齢者、障害者、**こども**、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。その一方で、地域では、人と人とのつながりや多様な活動を通して、これまでとは異なる新たな縁が生まれており、地域生活課題の解決につなげることが期待されています。

そこで、加東市において、すべての地域住民を対象に、複雑化・複合化した地域生活課題への包括的な支援を行うため、「重層的支援体制整備事業」を推進していきます。

#### 重層的支援体制整備事業の概要



## 4 実施計画

### (1) 包括的な相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携を行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。

#### ① 高齢者相談支援事業（高齢介護課）

ランチを含む地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所で高齢者や家族からの相談を受け、複雑化・複合化したケースについて、重層的支援体制整備事業を活用します。

#### ② 障害者相談支援事業（社会福祉課）

加東市障害者基幹相談支援室や各相談支援事業所で障害のある方や家族からの相談を受け、複雑化・複合化したケースについては、重層的支援体制整備事業を活用します。

#### ③ こども・家庭に関する相談支援事業（福祉総務課・健康課・学校教育課・発達サポートセンター・こども教育課）

こども・子育て家庭に関する相談支援は、妊娠・出産期からの包括的な窓口として、子育てスマイルセンターで相談を受ける他、市内4カ所（社児童館「やしろこどものいえ」）、滝野児童館、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルーム「かとうGENKi」で子育て親子の相互交流や子育てに対する不安・悩みを相談できる場を提供しています。

さらに、発達面での相談を「発達サポートセンター」で受ける他、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校等の関係機関が連携し、包括的な相談支援を推進します。

#### ④ 生活困窮自立相談支援事業（社会福祉課・社会福祉協議会）

社会福祉課と社会福祉協議会において、生活困窮に関する相談を受け、複雑化・複合化したケースについては、重層的支援体制整備事業を活用します。

## (2) 地域づくり事業

「地域づくり事業」は、ニーズ（困りごと）の多様化や、地域の支え合う力（人と人のつながりによる住民自身の課題解決力）の低下を背景に、「世代や属性を超えた、交流できる場や居場所の整備」、「交流・参加・学びの機会を生み出すための、個別の活動や人のコーディネート」、「地域のプラットフォームの形成や地域活動の活性化」を図る事業です。

本市の既存事業に「地域づくり事業」を適用し、高齢、障害、こども・子育て、生活困窮の分野ごとに、多様な地域活動が主体的に行われる環境を整備するとともに、活動主体間のネットワークを構築します。

### ① 介護予防活動を通じた地域づくり事業（高齢介護課、人権協働課）

「地域介護予防活動支援事業」を活用している「かとうまちかど体操教室」、「回想法」などの介護予防活動に「地域づくり事業」を導入し、閉じこもり防止につながる居場所機能の強化とリーダー・サポーターの養成を図っていきます。

### ② 生活支援体制整備事業（高齢介護課）

「生活支援体制整備事業」に「地域づくり事業」を導入し、第2層協議体（中学校圏域）での個別の取組を充実させることで、地域住民との協働による地域資源の開発やネットワークの構築を図っていきます。

### ③ 障害者地域活動支援センター事業（社会福祉課）

「障害者地域活動支援センター事業」に「地域づくり事業」を導入し、「世代や属性を超えた、日中活動の場」としての機能強化を図り、日中活動による社会との関係づくりにつなげていきます。

### ④ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（社会福祉課）

令和6年度現在、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」は、「フードドライブ」や「コミュニティカフェぽてと」などの事業が該当し、現在、社会福祉協議会が実施しています。

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を有効な事業にするため、今後も継続して事業を行っていきます。



### (3) 参加支援事業

「参加支援事業」は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、「社会とのつながりを作るための支援」や「利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり」、「本人への定着支援と受け入れ先の支援」を行う事業です。

社会福祉協議会に委託し、「社会資源の開発」、「居場所づくり」、「地域づくりのマッチング」などを実施しています。

今後は、その他の事業も含め、参加支援の取組の拡大を図っていきます。

### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、制度のはざまなどで、支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行う事業で、本市では、社会福祉協議会に委託して実施しています。

地域で孤立している人、支援が届いていない人、支援を拒否している人等に必要な支援を届けるため、訪問等により継続的に本人と関わり、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行う事業です。

必要な人へ必要な支援が行き届くよう、出張相談会の開催やSNS等の活用により、積極的な情報収集に努め、相談につながりにくいケースを粘り強く支援に結びつけていきます。

また、継続した訪問により本人との信頼関係の構築に努め、見守りと必要な支援につなげていきます。

### (5) 多機関協働事業

「多機関協働事業」は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、主に支援者を支援する役割を担います。

各相談機関で受け付けた相談のうち、支援関係機関等による情報共有や支援方針を検討することが望ましいケースについては「支援会議」を開催し、本人の同意が得られ、支援の目標・方向性を検討する必要がある場合には「重層的支援会議」を開催し、支援プランの作成を行います。



# 第7章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があり、それぞれの制度が持つ権限に基づいて、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理し、またご本人のご希望や生活の様子から必要な福祉サービスや医療に関する契約、代金の支払いを行うなどして、ご本人の生活を支援しています。

### 成年後見制度の区分

制度区分	制度の概要	区分	対象となる方	支援者
法定後見制度	判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって3つの区分に分類されます。	後見	判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方	成年後見人
		保佐	日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方	保佐人
		補助	重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方	補助人
任意後見制度	将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその支援の内容と方法を契約（任意後見契約）する制度です。			任意後見人

## 2 計画策定の背景

全国的な権利擁護支援に関する必要性の高まりにより、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）」が施行され、平成29年3月に、「第1期成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度から令和3年度まで）が、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年度から令和8年度まで）が閣議決定されました。

その第1期計画では、本人を支えるためのチームをつくり、支援するための地域連携ネットワークの体制整備及び適切に運営していくための中核機関の設置と、そのための市町村計画の策定が市町村の努力義務とされました。

そして、第2期計画では、地域共生社会の実現を目指し、社会から孤独・孤立させな

いための方法としての成年後見支援制度として、利用を促進することが求められています。

### 3 加東市の状況

本市では、高齢介護課及び社会福祉課において成年後見制度に関する広報や相談を行うとともに、関係機関との連携を図ってきました。

法定後見制度の利用が必要であるにも関わらず申立人がいない方については、家庭裁判所へ成年後見制度の申し立てを行ってきました。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画第1期基本計画の策定を受けて、加東市においても「第3次加東市地域福祉計画」、「第8期加東市介護保険事業計画」、「第6期加東市障害福祉計画」に成年後見制度利用促進の施策を盛り込み、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めてきました。

### 4 計画の位置づけと目標

本市が策定する本計画は、利用促進法第14条第1項に基づく市町村の努力義務である「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、本計画は、国の第2期計画が示す地域連携ネットワークの構築に関わる事項について定めることとし、基本目標「尊厳のある本人らしい生活を継続するための地域連携ネットワークの構築」を目指していきます。

#### 【計画の基本目標】

尊厳のある本人らしい生活を継続するための地域連携ネットワークの構築

計画の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

## 5 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築の方向

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは、地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことで、「権利擁護支援の中核機関」、「権利擁護支援チーム」、「権利擁護支援に関する協議会」の3つの仕組みからなります。

### (1) 権利擁護支援の中核機関の設置・運営

「権利擁護支援の中核機関」は、成年後見制度に関する広報、相談、後見人支援、受任者調整、市民後見人の育成などを総合的に行う機関であり、以下のような機能を有します。

#### 「権利擁護支援の中核機関」の機能

機能の区分		内容
①広報機能		成年後見制度を知らないことが原因で利用につながらないことが無いよう広報活動を行います。具体的には制度説明会の開催や、ケーブルテレビ・ラジオ・パンフレット等を活用するなど、各団体や関係機関とも連携しながら効果的に実施します。
②相談機能		本人や親族のみならず、権利擁護に関する支援のニーズに気付いた人が早期の段階から気軽に相談できるような相談窓口を設置します。
③成年後見制度利用促進機能	(ア) 受任者調整(マッチング)等	家庭裁判所や専門職団体と連携し、利用者にとって適切な後見人等の候補者を推薦できるよう体制を整備します。
	(イ) 担い手の育成・活動の促進	成年後見制度の担い手不足を解消するため、市民後見人養成講座を実施します。また、修了者名簿を作成し、希望者については法人後見の支援員として実務経験を重ねてもらい、自立した市民後見人として活躍できるよう支援します。
	(ウ) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業利用の対象者について、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を検討し、支援します。
④後見人支援機能		後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては専門職や家庭裁判所、その他の関係機関と連携しながら後見人等の活動を支援します。
⑤不正防止機能		地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することにより、成年後見制度における不正を防止します。

本市においては、加東市、加西市、多可町の2市1町で中核機関の行う業務の一部を同一事業者へ委託し、「北はりま成年後見支援センター」として共同実施を行うことで、成年後見支援体制の充実を図ります。

## (2) 権利擁護支援チームの設置・運営

「権利擁護支援チーム」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

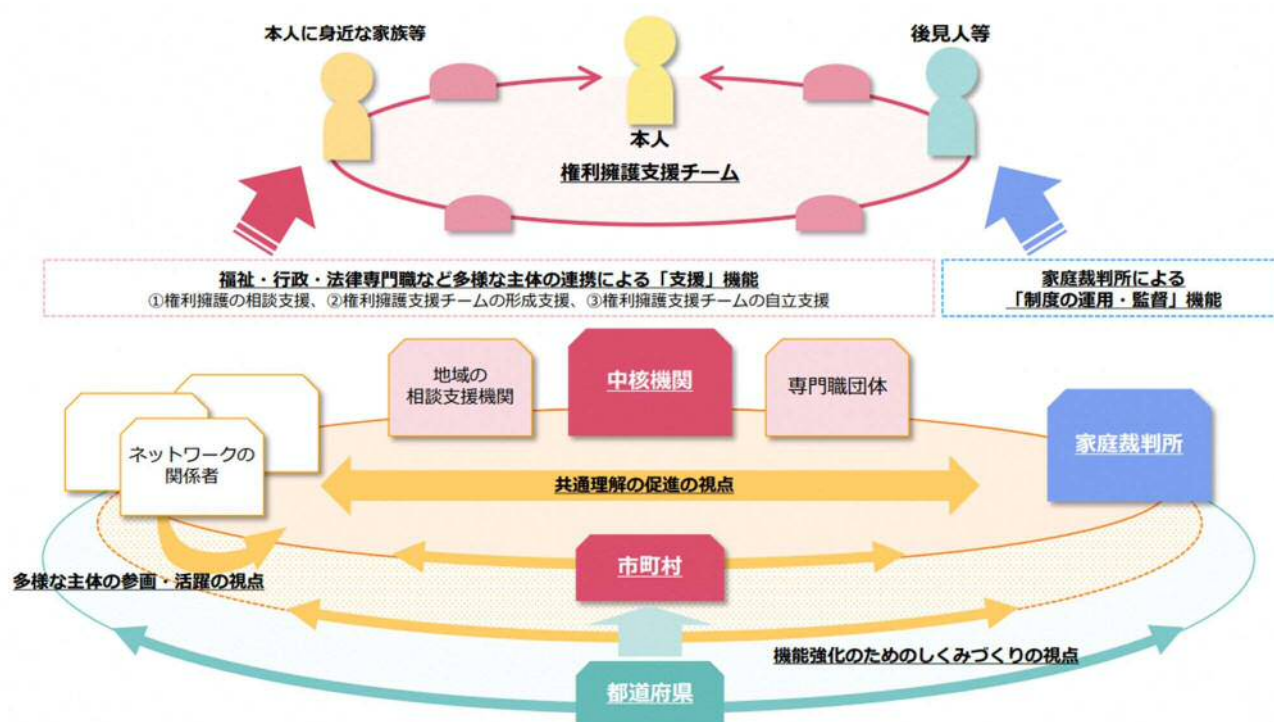
北はりま成年後見支援センターを中心として、2市1町の行政機関や専門職、地域住民が連携し、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング・代理権等の各段階において、本人や親族等の意思を尊重し、本人や親族等に寄り添った「権利擁護支援チーム」を運営していきます。

## (3) 権利擁護に関する協議会等の体制づくり

本市の成年後見制度の利用促進状況の把握、利用促進を図るための課題解決、各種専門職団体・関係機関との連携強化を行う協議会等の体制づくりに取り組みます。

「北はりま成年後見支援センター」の実施状況及び実績を確認し、課題解決等を図る有効な体制づくりに取り組みます。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



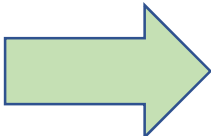
資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

## 第8章 数値目標

本計画では、以下の数値目標を設定します。

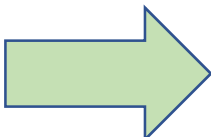
### 1 成果指標

#### 基本目標1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

項目	令和5年度		令和11年度
ボランティア活動に参加する人の割合	8.4%		17%

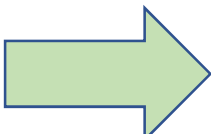
市民アンケート調査で「ボランティア活動に参加している」と回答した方が8.4%であるのに対し、今後の参加意向として「ボランティア活動に是非、参加したい」と回答した方が17.4%という結果でした。このことから、住民主体による生活支援を推進する担い手を確保するため、ボランティア活動への参加意欲がある方がボランティア活動への参加に繋がるよう、取り組みます。

#### 基本目標2 関係づくりと孤立防止

項目	令和5年度		令和11年度
気軽に立ち寄れる居場所の設置数	8箇所		10箇所

現在、各分野において、高齢、障害、子どもを対象としたさまざまな居場所に関する事業が推進されていますが、対象者を限定した内容となっています。あらゆる年代の方が集える居場所の確保や事業の立ち上げ支援を検討、推進します。

#### 基本目標3 包括的な相談支援の推進

項目	令和5年度		令和11年度
「支援会議」の延べ開催回数	6回		12回

早期に関係者で情報共有や支援方針を検討する「支援会議」は、庁内や関係機関との連携が必須となります。関係者間の連携意識を向上し、定着させるために、本計画期間中においては積極的に支援会議を開催し、相談者の包括的な相談支援の推進に取り組みます。

## 2 活動指標

社会福祉協議会では、以下の活動指標を設定し、達成状況を随時把握していきます。

### 基本目標 1 地域の支えあいによる安全で安心な生活の確保

項目	令和5年度	令和11年度
災害支援ボランティア登録者数	1団体 個人9人	2団体 個人18人

### 基本目標 2 関係づくりと孤立防止

項目	令和5年度	令和11年度
小地域福祉活動の実施地区数	79 地区	85 地区
ボランティアの登録者数	912 人	1,012 人
コミュニティカフェぽてとの延べ参加者数 (令和5年12月から開始)	9 人	48 人
みんなのほっとタイムの延べ参加者数	26 人 (14 組)	36 人 (18 組)
介護者のつどいの延べ参加者数	23 人	33 人

### 基本目標 3 包括的な相談支援の推進

項目	令和5年度	令和11年度
「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の出張相談会の実施回数	1 回	6 回



# 第9章 計画の推進に向けて

## 1 PDCAサイクルによる計画の推進

本計画は、施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて、適宜見直し等を行う「PDCAサイクル」によって、取組の着実な推進に努めます。

## 2 推進会議の設置

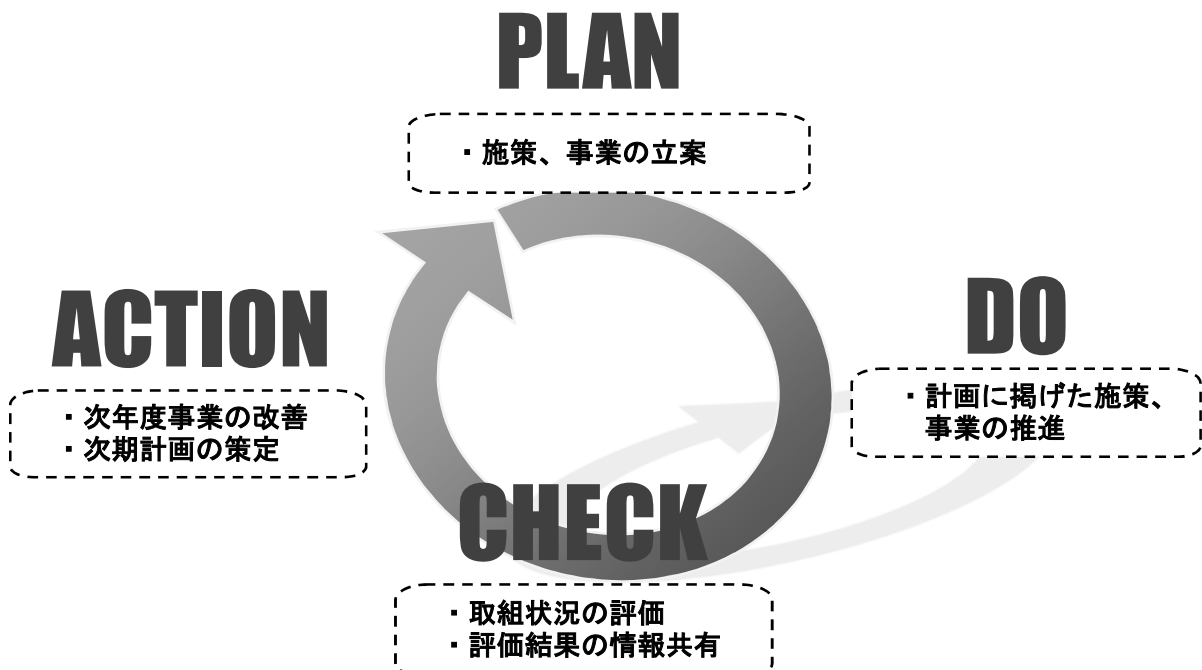
本市では、平成27年から、地域福祉計画の推進のために、「加東市地域福祉計画推進会議」を設置し、「加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」も含め、施策の推進状況の管理・評価を行ってきました。

第4次計画においても、第4次計画の策定委員会を母体とした同会議体を組織し、市民や関係団体等の意見を尊重しながら、施策・事業を推進します。

## 3 市民への周知

本計画を市民、事業者、関係団体等と連携・協力しながら推進していくため、多様な媒体を活用し、様々な機会を通じて、本計画書の内容やその推進状況の周知に努めます。

PDCAサイクルによる計画の推進



# 参考資料

## 1 計画の策定経過

加東市地域福祉計画策定委員会・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会において、両計画の議論を一体的に行いました。

月 日	事 項	主な内容
令和5年 8月7日	令和5年度第1回策定委員会	・地域福祉計画について ・市民アンケート調査、福祉団体、区長・自治会長調査について
令和5年 9月	アンケート調査の実施	・配布数 3,992票 ・有効回収数 1,401票 ・有効回収率 35.1%
令和5年 10～12月	福祉団体、区長・自治会長調査の実施	
令和6年 2月19日	令和5年度第2回策定委員会	・市民アンケート調査結果について ・福祉団体、区長・自治会長調査結果について ・地域福祉の動向について
令和6年 7月12日	令和6年度第1回策定委員会	・第3次計画の推進状況の概要について ・第4次計画（骨子案）について
令和6年 9月12日	令和6年度第2回策定委員会	・第4次計画（素案）について
令和6年 11月28日	令和6年度第3回策定委員会	・第4次計画（案）について
令和6年 12月16日 ～ 令和7年 1月14日	パブリックコメントの実施	
令和7年 2月13日	令和6年度第4回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・第4次計画（案）について



## 2 加東市地域福祉計画策定委員会・加東市社会福祉協議会 地域福祉推進計画 策定委員会名簿

※順不同・敬称略

所属	氏名	備考
学校法人関西金光学園関西福祉大学	藤原 慶二	委員長
加東市社会福祉協議会	中村 勇	
加東市商工会	小林 宮子	
加東市民生児童委員連合会	竹内 司	
加東シニアクラブ連合会	阿江 俊英 松本 邦夫	(令和6年5月9日まで) (令和6年5月10日から)
加東市区長会	藤原 孝章	
加東市連合婦人会	依藤 眞弓 井上 益子	(令和6年3月31日まで) (令和6年4月1日から)
加東市社会福祉法人連絡協議会	戸田 潔子 東 正伸	(令和6年5月9日まで) (令和6年5月10日から)
加東市連合PTA	中河 勝正 下野 多加子	(令和6年4月22日まで) (令和6年4月23日から)
一般社団法人キャリアエール	遠山 純子	
精神保健福祉交流サロン 咲(SAKI)	亀野 恵子	
兵庫教育大学 HOPE	菅野 光記 高篠 慶子	(令和6年4月14日まで) (令和6年4月15日から)
加東市消防団	井上 正義	
NPO法人パイフオワード	日下 伸一	副委員長
一般社団法人小野市・加東市医師会	神 弘文	
兵庫県介護支援専門員協会 加東支部	石田 三有希	
社会福祉法人でんでん虫の会	藤井 ひとみ	
加東市手をつなぐ育成会	大西 ひとみ	
有限会社松本新聞舗	松本 匡美	

### 3 加東市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年3月27日  
告示第19号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき、加東市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、加東市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 市民を代表する各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該計画策定が終了したときは、解任し、又は解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 策定委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月6日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年11月1日告示第107号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 4 加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は、加東市における地域福祉の向上をはかるとともに、今後のニーズ・福祉課題に対応するため、加東市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の諮問に応え、加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員)

第3条 委員は20名以内で組織する。

2 委員の構成は次のとおりとし、委員は会長が委嘱する。

○住民（地域）代表

○当事者・当事者組織代表

○社会福祉関係

○学識経験者

○市行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から答申日とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席によって開かれ、その議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第8条 より実態に即した協議をすすめるため、委員会の下に部会を設置する。

2 部会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、また意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務に関することは、加東市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は委員長が別に定める。

2 計画の進捗状況については、理事会において毎年度事業評価を行う。

附 則

1 この規程は、平成19年5月29日から施行する。

2 最初に召集される委員会は、第7条の規定に関わらず加東市社会福祉協議会会長が招集する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。